

**令和6年**

**壱岐市議会定例会2月第2回会議議案**

(令和6年2月28日提出分)

## 令和6年壱岐市議会定例会2月第2回会議議案

- 議案第 5 号 壱岐市自治基本条例の一部改正について
- 議案第 6 号 壱岐市監査委員条例の一部改正について
- 議案第 7 号 壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第 8 号 壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第 9 号 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 10号 壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 11号 壱岐市介護保険条例の一部改正について
- 議案第 12号 壱岐市漁港管理条例の一部改正について
- 議案第 13号 壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 議案第 14号 壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について
- 議案第 15号 壱岐市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定について
- 議案第 16号 令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第 17号 令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 18号 令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 19号 令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 20号 令和5年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 21号 令和5年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第 22号 令和6年度壱岐市一般会計予算

議案第 2 3 号 令和 6 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 2 4 号 令和 6 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第 2 5 号 令和 6 年度壱岐市介護保険事業特別会計予算

議案第 2 6 号 令和 6 年度壱岐市三島航路事業特別会計予算

議案第 2 7 号 令和 6 年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算

議案第 2 8 号 令和 6 年度壱岐市水道事業会計予算

議案第 2 9 号 令和 6 年度壱岐市下水道事業会計予算

議案第5号

壱岐市自治基本条例の一部改正について

壱岐市自治基本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月28日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

平成30年12月に施行された壱岐市自治基本条例について、同条例第30条の規定に基づき、条例の見直し・検証作業を行うとともに、各地区・各種団体の代表、市民公募などにより構成された壱岐市自治基本条例審議会からの答申を踏まえ、所要の改正を行うものである。

## 壱岐市自治基本条例の一部を改正する条例

壱岐市自治基本条例（平成30年壱岐市条例第31号）の一部を次のように改正する。

前文のうち第2項中「神社、仏閣等」を「神社仏閣等」に改め、「また、平成27年4月に日本遺産第1号に認定されました。」を削り、第3項中「文化と」を「産業や文化」に、「より良い」を「持続可能な住みよい」に改め、第4項中「担う」の次に「個性豊かで多様な」を加える。

第3条第1号中「、市内において営利又は非営利の事業活動を行う個人、法人又はその他の団体」を「又は市内において営利若しくは非営利の事業活動を行う個人、法人その他の団体」に改め、同条第4号中「住みよい」を「持続可能な住みよい」に改め、同条第7号中「自治公民館、子ども会、老人会、婦人会、青年会及びその他の」を「まちづくり協議会、自治公民館など」に、「構成され、」を「構成された」に改める。

第4条第3号中「市民の」を「、市民の」に改める。

第6条第1項中「次の世代のことを考え、」を「持続可能な住みよい」に改める。

第7条第5項中「将来を担う」を「社会情勢の変化に応じた」に改める。

第8条第2項中「市」を「市民、地域コミュニティ、市議会及び市長等」に改め、「、保護者は」を削り、「育て、学ばせる」を「育てる」に改め、同条第3項中「教育環境」を「市民、地域コミュニティ及び市議会とともに教育環境」に、「市民及び市議会とともに、子ども」を「壱岐を担う子ども」に、「優れた人材育成」を「個性豊かで多様な人材の育成」に改める。

第10条第1項中「代表機関の一員」を「代表」に改める。

第11条第1項中「、指導力」を「指導力」に改める。

第17条第3項中「、又は」を「及び」に改める。

第18条第2項中「原則として」を削り、「会議を」の次に「原則として」を加える。

第20条第1項中「当該策定しようとする施策等」を「策定しようとする当該施策等」に改める。

第21条第1項中「立案段階から」の次に「実施段階まで」を加える。

第23条中「引き継がなければならない」を「継承するよう努めなければならない」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長等は、市民が市に誇りを持つよう啓発活動に努めなければならない。

第24条第2項中「市民」の次に「及び地域コミュニティ」を加える。

第27条第2項中「災害等の発生時において」を「災害等の発生時及び発生前の時点から」に改め、同条第3項中「災害等の発生時には」を「災害等の発生時及び発生前の時点から」に改める。

第28条（見出しを含む。）中「市内外の人々等」を「市内外の人々」に改める。

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第6号

### 壱岐市監査委員条例の一部改正について

壱岐市監査委員条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月28日提出

壱岐市長 白川博一

#### (提案理由)

地方自治法の一部改正に伴い、当該条文を引用する規定等について  
所要の改正を行うものである。

## 壱岐市監査委員条例の一部を改正する条例

壱岐市監査委員条例（平成16年壱岐市条例第239号）の一部を次のように改正する。

第5条中「、第242条第1項若しくは第243条の2の2第3項」を「若しくは第242条第1項」に改め、「第235条の2第2項」の次に「、第243条の2の8第3項（地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。）第34条において準用する場合を含む。）」を加え、「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条の2第1項」を「地公企法第27条の2第1項」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、緊急に監査を行う必要があるときは、この限りでない。

第8条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第7号

### 壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月28日提出

壱岐市長 白川博一

#### (提案理由)

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当を新たに支給するため、所要の改正を行うものである。

## 壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

壱岐市職員の育児休業等に関する条例（平成16年壱岐市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第8号

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月28日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

壱岐市議会議員の報酬月額の設定について、所要の改正を行うものである。

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年  
壱岐市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 議長 月額 400,000円
- (2) 副議長 月額 350,000円
- (3) 常任委員長 月額 330,000円
- (4) 議会運営委員長 月額 330,000円
- (5) 議員 月額 320,000円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第9号

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月28日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

壱岐市長、副市長及び教育長の給料月額の改定について、所要の改正を行うものである。

## 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例（平成16年壱岐市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条中「800,000円」を「820,000円」に、「640,000円」を「656,000円」に、「576,000円」を「594,000円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第10号

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月28日提出

壱岐市長 白川博一

### (提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年壱岐市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 1 号

壱岐市介護保険条例の一部改正について

壱岐市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

壱岐市長 白 川 博 一

(提案理由)

介護保険法施行令の一部改正により、保険料率の算定に係る基準が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

## 壱岐市介護保険条例の一部を改正する条例

壱岐市介護保険条例（平成16年壱岐市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「38,900円」を「35,300円」に改め、同項第2号中「46,700円」を「53,200円」に改め、同項第3号中「58,400円」を「53,600円」に改め、同項に次の4号を加える。

(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 147,900円

(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 163,500円

(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 179,100円

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 186,900円

第5条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「23,300円」を「22,200円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「38,900円」を「37,700円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「54,500円」を「53,300円」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の第5条の規定は、令和6年度分の保険料から適用

し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第12号

壱岐市漁港管理条例の一部改正について

壱岐市漁港管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月28日提出

壱岐市長 白川 博一

(提案理由)

漁港漁場整備法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

## 壱岐市漁港管理条例の一部を改正する条例

壱岐市漁港管理条例（平成16年壱岐市条例第177号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第18条第1項中「採取又は」を「採取若しくは」に改め、「受けた者」の次に「又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」を加える。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第13号

壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について

壱岐市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月28日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

道路法施行令の一部改正に準じ、所要の改正を行うものである。

壱岐市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

壱岐市道路占用料徴収条例（平成16年壱岐市条例第204号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき1年	430
	第2種電柱		670
	第3種電柱		900
	第1種電話柱		390
	第2種電話柱		620
	第3種電話柱		850
	その他の柱類		39
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	2	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	380
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	230
	変圧塔その他これに類す	1個につき1年	780

	るもの及び公衆電話所		
	郵便差出箱及び信書便差出箱		330
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	590
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	780
第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	16
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		35
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		47
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		70
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		93
	外径が0.4メートル以上0.5メートル未満のもの		

			外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160
			外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230
			外径が1メートル以上のもの		470
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	2
			その他のもの	長さ1メートルにつき1年	8
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	620	
		その他のもの	上空に設けるもの 占有面積1平方メートルにつき1年	390	
			地下に設けるもの		230

			占用面積1平方メートルにつき1年	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	780
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	780
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			290
	地下に設ける通路			180
	その他のもの			780
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	59	
第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	59
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月	590

く。)		ートルにつき1年	
標識		1本につき1年	620
旗ざお	祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの	1本につき1日	6
	その他のもの	1本につき1月	59
幕(第7条 第4号に 掲げる工 事用施設 であるも のを除 く。)	祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの	その面積1平方メ ートルにつき1日	6
	その他のもの	その面積1平方メ ートルにつき1月	59
アーチ	車道を横断す るもの	1基につき1月	590
	その他のもの		290
第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メ	780
第7条第3号に掲げる施設		ートルにつき1年	Aに0.031を乗 じて得た額
第7条第4号に掲げる工事用施設 及び同条第5号に掲げる工事用材 料		占用面積1平方メ ートルにつき1月	59
第7条第6号に掲げる仮設建築物			78

及び同条第7号に掲げる施設				
第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.017を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額	
	地下（トンネルの上の		階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
	の地下を除く。）に設けるもの		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
			階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
			その他のもの	Aに0.025を乗じて得た額
第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.015を乗じて得た額	
第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.015を乗じて得た額	

第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額
第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得た額
第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額
第7条第14号に掲げる施設		Aに0.031を乗じて得た額

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、

電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

6 Aは、近傍類似の土地（第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。

7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

8 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計

算するものとする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の壱岐市道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の道路占用に係る占用料について適用し、同日前の利用に係る占用料については、なお従前による。

議案第14号

壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について

壱岐市消防関係手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月28日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

## 壱岐市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

壱岐市消防関係手数料条例（平成16年壱岐市条例第228号）の一部を次のように改正する。

別表第1の② 消防法第11条第1項前段の規定による設置の許可を受けようとする者の部浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の款中

「

1, 180, 000円
1, 410, 000円
1, 590, 000円
1, 950, 000円
2, 270, 000円
4, 550, 000円
5, 820, 000円
7, 070, 000円

「

1, 450, 000円
1, 720, 000円
1, 920, 000円
2, 360, 000円
2, 740, 000円
5, 640, 000円
7, 240, 000円
8, 790, 000円

」を

」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第15号

壱岐市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定について

壱岐市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画を定めることについて、地方自治法第96条第2項及び壱岐市議会基本条例第13条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月28日提出

壱岐市長 白川博一

壱岐市高齢者福祉計画  
第9期介護保険事業計画

令和6年3月  
長崎県 壱岐市

壱岐市 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画  
【案】

令和6年2月

壱岐市



# 目次

---

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定体制	3
(1) 壱岐市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会による協議	3
(2) 各種調査の実施	3
(3) パブリックコメントの実施	4
(4) 関係機関との連携・協議	4
5. 日常生活圏域の設定	4
6. 本計画におけるSDGs達成に関する位置づけ	5
第2章 壱岐市の高齢者を取り巻く現状	6
1. 人口の状況	6
(1) 人口ピラミッド	6
(2) 人口の推移と推計	7
2. 要介護等認定者の状況	8
3. 調整済み認定率の分布	9
4. 介護保険事業の状況	10
(1) 介護給付費の状況	10
(2) 予防給付費の状況	11
5. 各種調査結果の概要	12
(1) 調査の概要	12
(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	12
(3) 在宅介護実態調査	22
第3章 基本理念及び計画体系	27
1. 基本理念と基本目標	27
2. 計画体系	28
第4章 施策の展開（基本目標ごとの取組）	29
基本目標1 地域のつながりが感じられるまちづくり	29
(1) 地域における支え合いの体制づくり	29
(2) 地域包括支援センターの機能強化	32
(3) 地域ケア会議の開催・推進	34
基本目標2 高齢者が生きがいを感じられるまちづくり	35
(1) 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進	35
(2) 健康寿命の延伸や健康づくりの推進	38
基本目標3 高齢者がやさしさを感じられるまちづくり	40
(1) 総合相談	40
(2) 在宅医療・介護連携の推進	40
(3) 認知症施策の推進	41

(4) 高齢者の生活を支えるサービス提供体制の充実.....	45
基本目標4 高齢者に安心感がうまれるまちづくり .....	48
(1) 安心安全な生活環境の整備 .....	48
(2) 虐待防止対策・権利擁護の推進.....	49
(3) 災害・感染症対策の推進.....	52
第5章 第9期介護保険事業計画.....	53
1. 介護サービス基盤の計画的な整備 .....	53
2. 被保険者数及び要支援・要介護認定者数の推計 .....	54
(1) 被保険者数の推計 .....	54
(2) 要介護認定者数の推計.....	54
3. サービス体系.....	55
(1) 介護サービス .....	55
(2) 介護予防サービス .....	56
4. 介護保険給付費対象サービスの見込み.....	57
(1) 居宅サービス .....	57
(2) 地域密着型サービス.....	58
(3) 施設サービス .....	59
(4) 居宅介護支援.....	59
(5) 介護予防サービス .....	60
(6) 地域密着型介護予防サービス .....	61
(7) 介護予防支援.....	61
5. 第9期保険料の算定 .....	62
(1) 標準給付費及び地域支援事業費見込みの算定.....	62
(2) 第1号被保険者の負担割合 .....	64
(3) 介護保険料と保険料段階.....	66
6. 介護給付の適正化に向けた取組の推進.....	67
(1) 要介護認定の適正化.....	67
(2) ケアプラン等の点検.....	67
(3) 医療情報との突合・縦覧点検 .....	67
(4) 介護給付通知.....	67
7. 三島地区のサービス確保.....	68
第6章 計画の進行管理.....	69
1. 計画の推進と進行管理 .....	69
2. 庁内の連携 .....	69
3. 地域住民、関連団体、事業者等との連携.....	69

# 第1章 計画の概要

---

## 1. 計画策定の趣旨

令和4年版高齢社会白書によると、我が国の65歳以上人口は令和3年10月1日現在、3,621万人となっており、総人口に占める割合（高齢化率）は28.9%となっています。

目前に迫っている2025年には、我が国ではいわゆる「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となります。そして高齢者の5人に1人が認知症となり、その数は700万人に達すると言われていています。さらに、その先の2040年にはいわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上の高齢者となり、急速な高齢化の進展に加えて、労働人口（担い手）が大幅に減少することが予想されており、介護をはじめとする社会保障の負担が一層増大していくことや、介護の担い手不足の更なる深刻化が予想されています。

このような状況が予測される中で、高齢者の役割は大きく変化しています。

地域における介護や福祉の提供を維持していくためには、これまで「支援される対象」であった高齢者が、自ら「支援の担い手」になることが求められており、高齢者一人一人の健康の維持増進・社会参加や介護予防の推進がより重要となります。

そのような状況を踏まえた「新しい社会システムづくり」と「新しい生き方づくり」を両輪で進めていくことが、わが国の今後の課題であり、2040年までの長期的な視点を踏まえて「地域包括ケアシステム<sup>※1</sup>」を深化・推進していくことが求められています。

本市では、令和3年3月に「壱岐市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」（以下、前計画という。）を策定し、「高齢期になっても その人らしく自立した日常生活を続けていけるよう 地域で支え合い 健康で安心して暮らせる まちづくりの実現」を目指し、住み慣れた地域で安全・安心に、本人の希望が最大限に尊重されて生活していくことができるような体制づくりを推進してきました。

また、2040年に向けて生産年齢人口が急減し、85歳以上人口が急速に増加していくことが見込まれる中で、国からは、第9期介護保険事業計画の策定に向けて引き続き2025年に向けて構築を図っている地域包括ケアシステムを更に深化・推進していくとともに、介護ニーズの増大と労働力の制約への対応を両立させ、制度の持続可能性を確保する検討を進めていくことが示されました。

前計画の期間が令和5年度で終了するため、これまでの取組を検証しつつ、社会経済情勢の変化による新たな課題にも対応しながら、引き続き、高齢者保健福祉を総合的、計画的に推進するため、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「壱岐市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」（以下、本計画という。）を策定します。

---

※1 介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の5つの分野で一体的に受けられる支援体制のこと。

## 2. 計画の位置づけ

壱岐市高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく「市町村老人福祉計画」に位置付けられる計画であり、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（老人福祉事業）の供給体制の確保に関する計画です。

壱岐市介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条に基づき要介護高齢者、要支援高齢者及び要介護・要支援となるリスクの高い高齢者を対象とした介護サービス等の基盤整備を計画的に進めるための基本となる実施計画です。介護及び介護予防を必要とする被保険者が自立した生活を送るためのサービス基盤の整備を目的としています。

高齢者福祉計画は、その目的、対象及び内容において、介護保険事業計画をほぼ包含した計画と位置づけられます。そのため、本計画は、老人福祉法に基づく高齢者福祉計画、介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体的に策定します。

図表 1 計画の位置づけ

計画名称	根拠法	主な対象者	計画の性格
壱岐市 高齢者福祉計画	老人福祉法 第 20 条の 8	・すべての高齢者	老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画
壱岐市 介護保険事業計画	介護保険法 第 117 条	・要介護高齢者 ・要支援高齢者 ・要介護・要支援となる リスクの高い高齢者	介護サービス等の基盤整備を計画的に進めるための実施計画

両計画の見直しにあたっては、国の定める策定指針を踏まえ、「長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画」との整合を図るとともに、本市における最上位計画である「壱岐市総合計画」や福祉分野の上位計画である「壱岐市地域福祉計画」、その他「壱岐市障がい者計画」「壱岐市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」などの市の各種関連計画との整合を図っています。

### 3. 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とし、2040年までの長期的な動向を踏まえつつ、前計画策定時の基本指針に盛り込まれた「地域包括ケアシステムの深化・推進」のための目標や具体的な施策を踏まえて策定しました。

図表 2 計画の期間



### 4. 計画の策定体制

#### (1) ぎやま市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会による協議

計画案を検討する場として、「ぎやま市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会」を設置しました。

「ぎやま市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会」は、保険医療関係者、福祉関係者、被保険者代表、学識経験者等で構成され、高齢者及び介護保険被保険者に対し、適正な負担で福祉・保健・介護サービスが適切かつ計画的に提供することができるよう、高齢者のニーズ等を把握し、この意向を反映した高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を作成するとともに、これらの計画の達成状況の点検、分析及び評価等を行い、計画の見直しについて協議しました。

#### (2) 各種調査の実施

高齢者に対する福祉施策や介護サービスのあり方の検討にあたって、本市の課題や市民のニーズを把握する必要があります。

そのため、本市に在住する高齢者の日常生活の状況や健康状態、介護サービスの利用状況等を把握し今後の高齢者福祉施策の推進に係る基礎資料とするため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査<sup>※2</sup>」及び「在宅介護実態調査<sup>※3</sup>」を実施しました。

※2 高齢者の日常生活の状況等を把握し、介護保険や高齢者保健福祉施策に活かすための調査。

※3 在宅介護者の状況等を把握し、介護者の負担軽減や介護離職の防止に関する施策に活かすための調査。

図表 3 調査の概要

調査名称	調査対象
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	吉崎市在住の要介護認定を受けていない高齢者 ※要支援認定者を含む
在宅介護実態調査	在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている高齢者

### (3) パブリックコメント<sup>※4</sup>の実施

計画策定にあたって広く市民からの意見を募るため、計画素案を公表し、令和6年1月4日から令和6年2月3日までパブリックコメントを実施しました。

### (4) 関係機関との連携・協議

本計画の策定にあたっては、庁内関係部署との連携・協力のもと計画の原案を作成します。また、庁内関係部署及び県との協議を行いました。

## 5. 日常生活圏域の設定

介護保険事業計画では、地理的条件、人口規模、交通網等の社会的条件、介護施設等の整備状況、その他の条件を総合的に勘案し、生活を営む身近な地域として日常生活圏域を設定しています。

本市では、第8期計画において、市内全域を1圏域とし計画を推進してきました。本計画でも前計画を踏襲し、引き続き市内全域を1つの日常生活圏域と設定し、サービス提供体制等の整備を含めた計画の推進に努めることとします。

※4 行政機関が、住民の生活に広く影響を及ぼす基本的な施策などを策定する過程において、その案を公表し、住民や事業者からの意見・情報・専門的知識を得て公正な意思決定をすること。

## 6. 本計画におけるSDGs達成に関する位置づけ

「SDGs」は、2015年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された、持続可能な世界を実現するための2030年までの世界の開発目標です。本市は国より「SDGs未来都市」「自治体SDGsモデル事業」に選定されており、SDGsの達成に向けて、様々な取組を進めています。

本計画の内容については、SDGsの17のゴールのうち、下記のゴールに繋がるものです。本市におけるSDGsの達成に向けて、本計画の取組を推進します。

図表 4 持続可能な開発目標（SDGs）



## 第2章 壱岐市の高齢者を取り巻く現状

### 1. 人口の状況

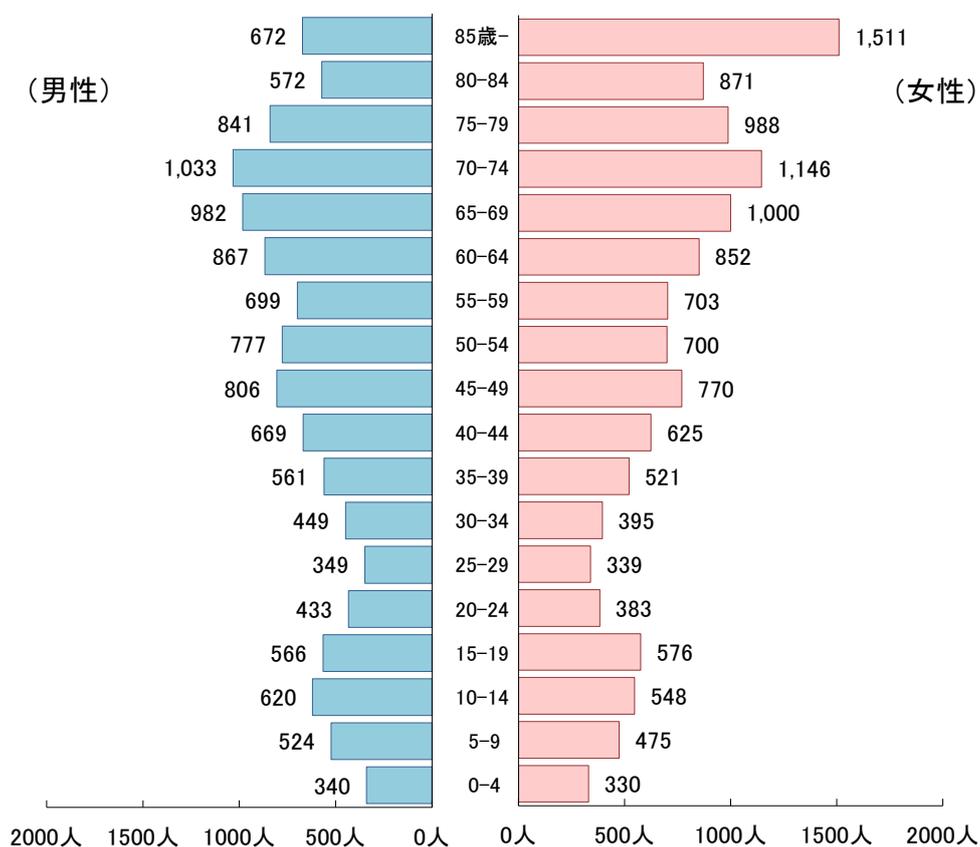
#### (1) 人口ピラミッド

本市の総人口は令和5年9月末時点で24,493人であり、そのうち65歳以上の高齢者が9,616人、高齢化率は39.3%となっています（図表5）。

年齢階層別にみると、男女とも70-74歳の人口が、その他の年齢階層と比較して多くなっています。

また、85歳以上の人口は男性と比較して女性が約2.3倍多くなっています。

図表5 人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（令和5年9月末時点）

## (2) 人口の推移と推計

令和5年9月末時点で、本市の高齢化率は39.3%、前期高齢者の人口が4,161人、後期高齢者の人口が5,455人となっています（図表6）。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の高齢者の人口は今後、減少が続くことが予想されているものの、生産年齢人口の減少が続くことが予想されていることから、高齢化率は今後も上昇し、令和22（2040）年には45.5%となることが見込まれています。

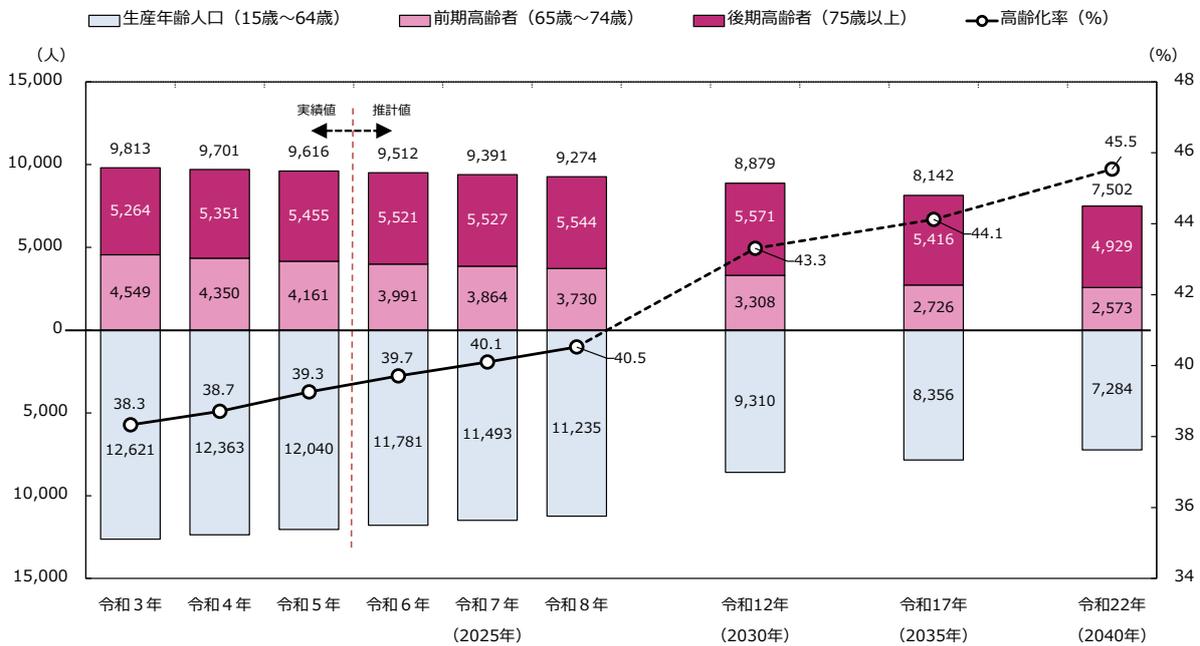
高齢者の人口の内訳をみると、65歳～74歳の前期高齢者は令和3年以降、継続して減少しており、今後もその傾向が続くとみられる一方、75歳以上の後期高齢者は、令和12年頃まで微増傾向で推移する見込みです。

一般的に、後期高齢者は前期高齢者と比較して医療や介護ニーズが高く、また、認知症の発症リスクも高くなります。

本市においては、高齢人口は減少期に突入していますが、医療や介護ニーズの高い後期高齢者の増加が見込まれています。

今後、後期高齢者数が増え、高齢化率も上昇を続ける見込みであることも踏まえると、介護保険給付費や高齢者福祉事業に係る給付費等は増加することが予想されます。

図表6 生産年齢人口及び前期・後期高齢者人口・高齢化率の推移と推計



資料：令和5年まで：住民基本台帳（各年9月末時点）、令和6年～令和8年まで：住民基本台帳の人口実績を基にコーホート変化率法により推計した人口、令和12年以降：社人研「日本の将来人口推計（平成30年）」（補正值）

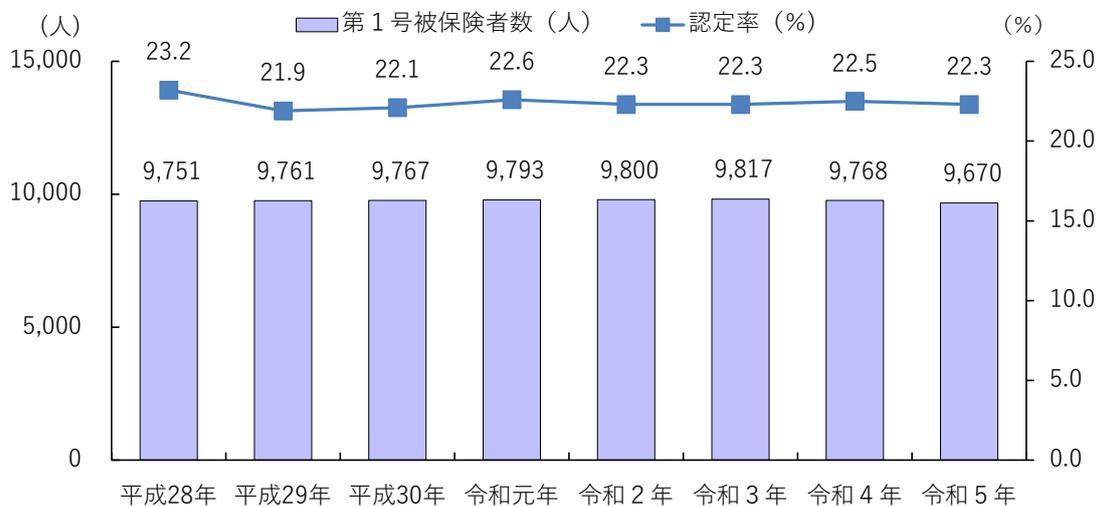
## 2. 要介護等認定者の状況

第1号被保険者数及び要介護認定率は、平成28年以降、横ばいから微減傾向で推移しています（図表7）。

また、要介護等認定者数は、令和5年6月末時点で2,154人となっています（図表8）。認定者全体の数は平成28年以降、多少の増減はあるものの概ね横ばい傾向で推移しており、令和4年から令和5年にかけては若干の減少となっています。

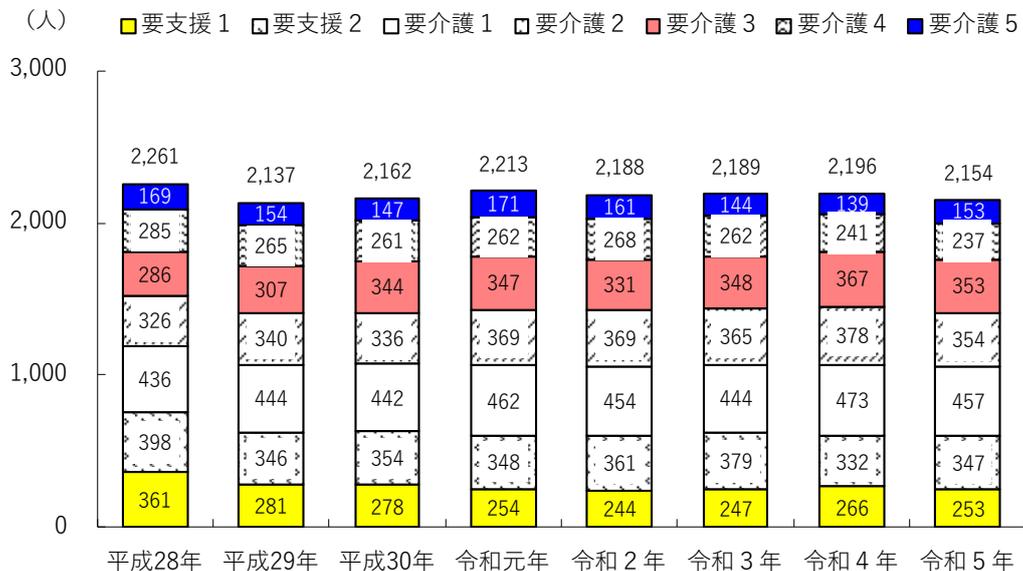
要介護度別に内訳をみると、要介護1の認定者が最も多くなっていますが、平成28年から令和5年までの7年間で、要支援1・2と要介護4・5は減少、要介護1・2・3は増加しています。

図表7 第1号被保険者数と認定率の推移



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報・月報（各年3月末時点 ※令和5年のみ6月末時点の実績）

図表8 要支援・要介護者数の推移（第1号被保険者）

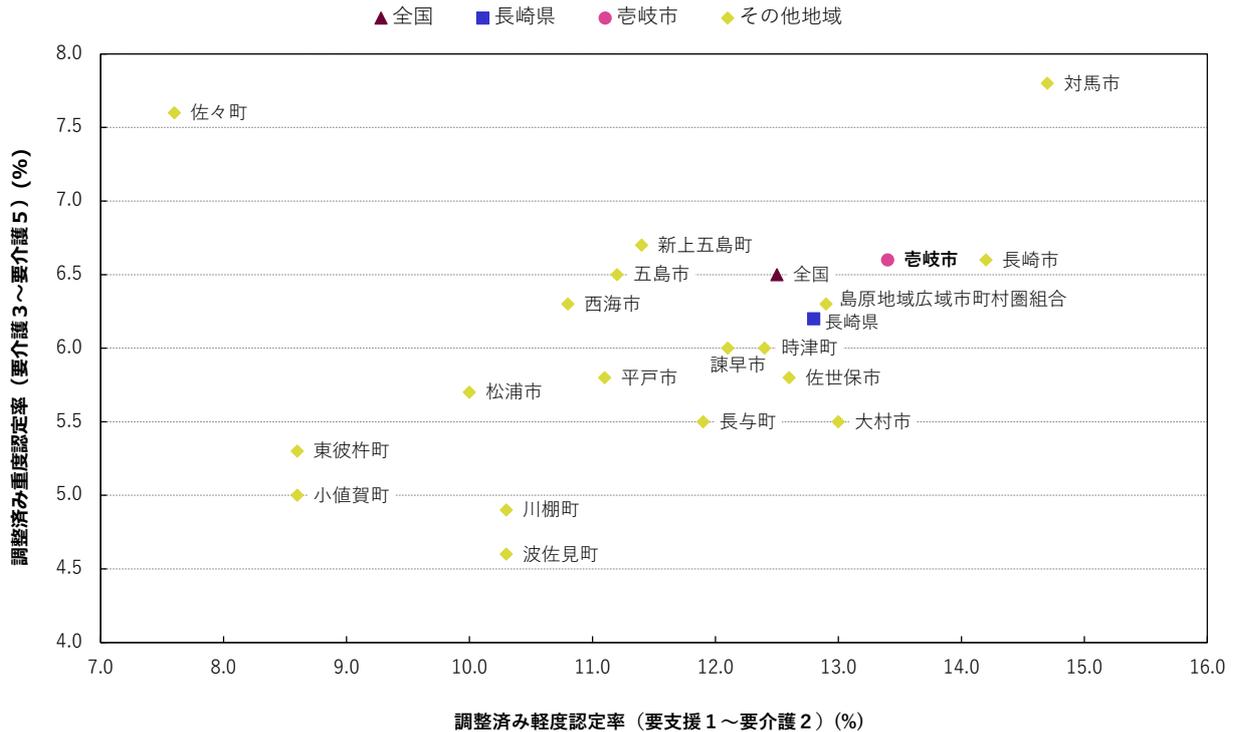


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報・月報（各年3月末時点 ※令和5年のみ6月末時点の実績）

### 3. 調整済み認定率の分布

本市の調整済み認定率（性・年齢調整を行い、同じ人口構成と仮定した場合の認定率）の分布をみると、軽度では13.4%、重度では6.6%と、長崎県全体（軽度：12.8%、重度：6.2%）と比較して、軽度は0.6ポイント、重度は0.4ポイント高くなっており、県内他市との比較では軽度・重度認定率ともに比較的高い状況です（図表9）。

図表9 調整済み重度認定率と調整済み軽度認定率の分布



資料：介護保険事業報告月報(令和4年時点)

## 4. 介護保険事業の状況

### (1) 介護給付費の状況

サービス区分	令和3年度			令和4年度			令和5年度(実績見込み値)			
	計画値 (千円)	実績値 (千円)	対計画 比(%)	計画値 (千円)	実績値 (千円)	対計画 比(%)	計画値 (千円)	実績値 (千円)	対計画 比(%)	
居宅	訪問介護	239,597	236,086	98.5	243,904	217,189	89.0	246,776	-	-
	訪問入浴介護	7,451	8,472	113.7	8,004	6,868	85.8	8,004	-	-
	訪問看護	39,913	40,079	100.4	40,429	36,610	90.6	41,332	-	-
	訪問リハビリテーション	6,371	6,937	108.9	6,375	7,878	123.6	6,650	-	-
	居宅療養管理指導	4,166	3,701	88.8	4,168	3,889	93.3	4,525	-	-
	通所介護	346,325	362,243	104.6	350,510	348,416	99.4	354,778	-	-
	通所リハビリテーション	254,262	244,212	96	258,069	239,582	92.8	261,174	-	-
	短期入所生活介護	133,445	116,024	86.9	134,739	107,841	80.0	138,625	-	-
	短期入所療養介護	82,896	80,932	97.6	82,942	66,085	79.7	85,275	-	-
	福祉用具貸与	89,128	94,072	105.5	90,700	94,119	103.8	91,543	-	-
	特定福祉用具購入費	3,533	5,093	144.1	3,533	3,976	112.5	3,533	-	-
	住宅改修	17,311	12,842	74.2	17,311	11,232	64.9	17,311	-	-
	特定施設入居者生活介護	66,408	53,448	80.5	66,445	50,283	75.7	81,690	-	-
地域密着型	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	9,308	10,503	112.8	9,313	9,788	105.1	9,313	-	-
	夜間対応型訪問介護	3,175	3,064	96.5	3,177	2,925	92.1	3,177	-	-
	認知症対応型通所介護	0	0	-	0	0	-	0	-	-
	小規模多機能型居宅介護	0	0	-	0	0	-	0	-	-
	認知症対応型 共同生活介護	101,963	110,481	108.4	104,897	111,061	105.9	104,897	-	-
	地域密着特定施設 入居者生活介護	0	0	-	0	0	-	0	-	-
	地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	0	0	-	0	0	-	0	-	-
	看護小規模多機能型 居宅介護	0	0	-	0	0	-	0	-	-
地域密着型通所介護	37,642	37,388	99.3	38,585	31,101	80.6	39,164	-	-	
施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	750,440	747,464	99.6	750,857	740,835	98.7	750,857	-	-
	介護老人保健施設	532,143	504,371	94.8	532,438	497,223	93.4	532,438	-	-
	介護医療院	15,695	8,621	54.9	15,704	15,369	97.9	15,704	-	-
	介護療養型医療施設	5,184	3,000	57.9	5,187	0	0.0	5,187	-	-
居宅介護支援	164,727	187,030	113.5	166,494	185,764	111.6	168,495	-	-	
合計	2,911,083	2,876,063	98.8	2,933,781	2,788,033	95.0	2,970,448			

## (2) 予防給付費の状況

サービス区分	令和3年度			令和4年度			令和5年度(実績見込み)			
	計画値 (千円)	実績値 (千円)	対計画 比(%)	計画値 (千円)	実績値 (千円)	対計画 比(%)	計画値 (千円)	実績値 (千円)	対計画 比(%)	
居宅	介護予防 訪問入浴介護	0	0	-	0	0	-	0	-	-
	介護予防訪問看護	7,972	6,136	77.0	7,976	7,100	89.0	7,976	-	-
	介護予防訪問リハビリテー ション	1,683	1,479	87.9	1,683	753	44.7	1,683	-	-
	介護予防居宅療養管理 指導	144	315	218.6	144	583	405.0	144	-	-
	介護予防 通所リハビリテーション	46,429	49,243	106.1	46,455	44,635	96.1	46,455	-	-
	介護予防短期入所 生活介護	621	877	141.3	621	730	117.5	621	-	-
	介護予防短期入所 療養介護	0	0	-	0	0	-	0	-	-
	介護予防福祉用具貸与	15,153	15,903	105.0	15,316	14,949	97.6	15,332	-	-
	介護予防特定福祉用具 購入費	809	6,874	849.7	809	5,904	729.8	809	-	-
	介護予防住宅改修	6,226	10,365	166.5	6,226	9,532	153.1	6,226	-	-
介護予防特定施設 入居者生活介護	2,836	1,401	49.4	2,838	2,209	77.8	3,343	-	-	
地域 密着 型	介護予防認知症対応型 通所介護	0	0	-	0	0	-	0	-	-
	介護予防小規模多機能型 居宅介護	0	0	-	0	268	-	0	-	-
	介護予防認知症対応型 共同生活介護	0	0	-	0	0	-	0	-	-
介護予防支援	13,963	14,697	105.3	14,077	13,572	96.4	14,076	-	-	
合計	95,836	107,289	112.0	96,145	100,235	104.3	96,665			

## 5. 各種調査結果の概要

### (1) 調査の概要

本計画の策定に先立ち、高齢者福祉並びに介護保険サービスの更なる充実を図るため、吉崎市に在住する高齢者の日常生活の状況や健康状態や介護保険サービスに対する考え等を把握し、高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定の基礎資料とすることを目的に調査を実施しました。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	
調査対象	令和5年7月1日現在で吉崎市にお住まいの65歳以上の方で、要介護認定を受けられていない方1,500名。
調査方法	郵送による配付・回収
調査期間	令和5年7月15日～令和5年8月4日
有効回収数(率)	844人(56.3%)
在宅介護実態調査	
調査対象	在宅の要介護(支援)認定者で、令和4年9月1日から令和5年3月31日の間に、更新申請及び区分変更申請に係る認定調査を受けられた方329名。
調査方法	調査員による聞き取り調査
調査期間	令和4年9月1日～令和5年3月31日
有効回収数(率)	329人(100.0%)

### (2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

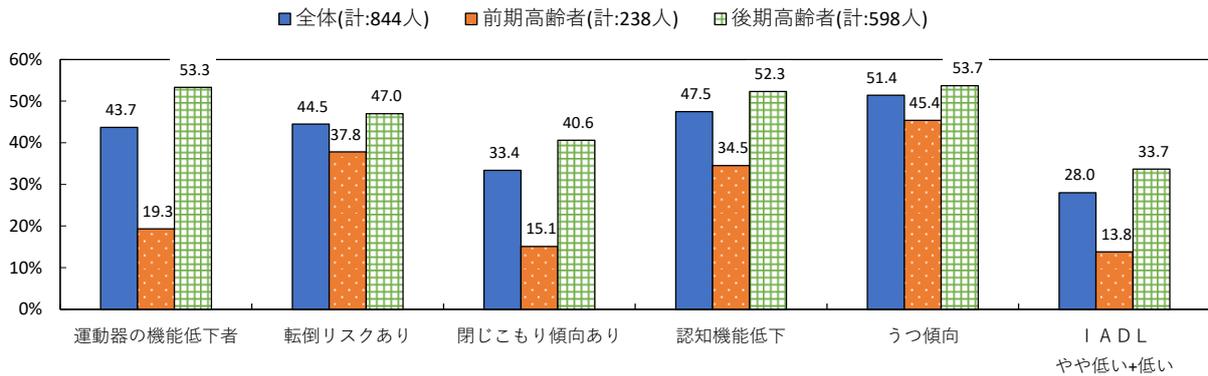
#### ① リスクの発生状況

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から、「運動器の機能低下」「口腔機能低下」「閉じこもり傾向」「認知機能低下」「うつ傾向」等のリスクを判定したところ、全てのリスクにおいて、前期高齢者と比較して、後期高齢者の方がリスク者の割合が高くなっています(図表10)。

本市においては、75歳以上の後期高齢者の人口が多いことから、現在は介護認定を受けていなくとも、今後、なんらかの理由で医療や介護が必要となる高齢者が増えることも考えられます。

可能な限り住み慣れた地域で生活を続けていくことができるよう、認知症施策の推進や介護予防に積極的に取り組むとともに、万が一、介護や医療的ケアが必要になった場合でも、自宅での生活を継続できるよう、引き続き在宅医療・介護連携の更なる推進等に取り組む必要があります。

図表 10 各リスクの発生状況



## ②主観的健康感・主観的幸福感とリスクとの関係

主観的健康感についてみると、全体の 57.7%が、自身の健康について「とてもよい」「まあよい」と回答しています(図表 11)。

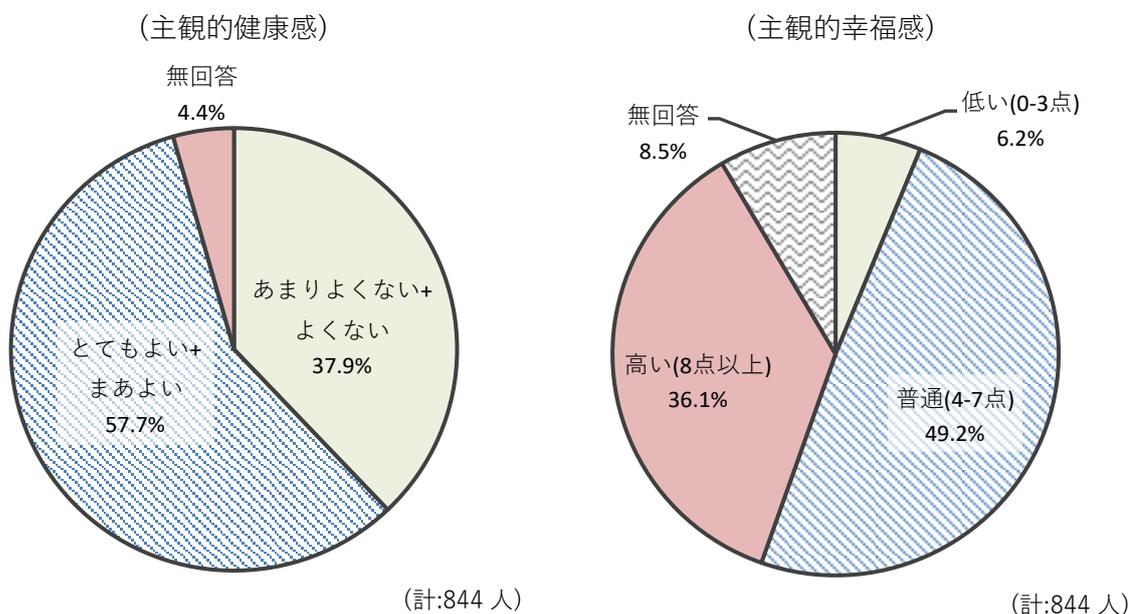
また、主観的幸福感についてみると、全体の 36.1%が「高い(8点以上)」、49.2%が「普通(4-7点)」と回答しています。

主観的健康感、主観的幸福感と各リスクとの関係を見ると、主観的健康感については、「とてもよい」「まあよい」と回答した層と比較して、「あまりよくない」「よくない」と回答した層の方が、リスクが高い傾向にあります(図表 12)。

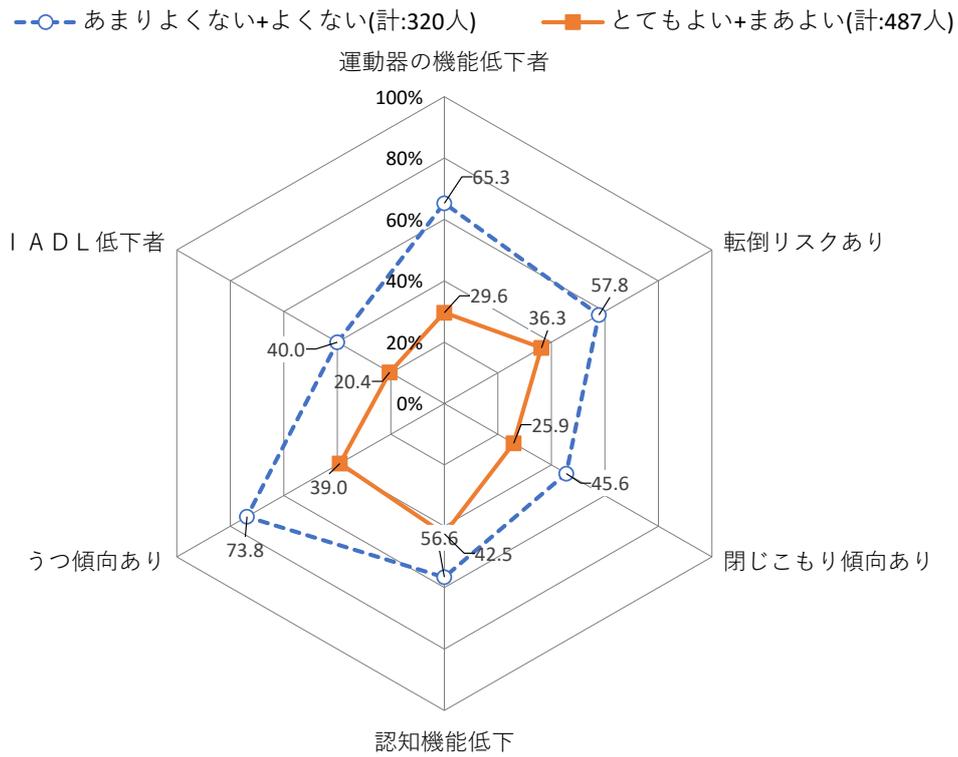
主観的幸福感についても同様に、高いほどリスクが低下するという傾向がみられます(図表 13)。

これらのことから、介護予防や自立支援、重度化防止において、健康づくりや生きがいづくりなど、様々な面から主観的健康観や主観的幸福感を高める取組が重要であることがわかります。

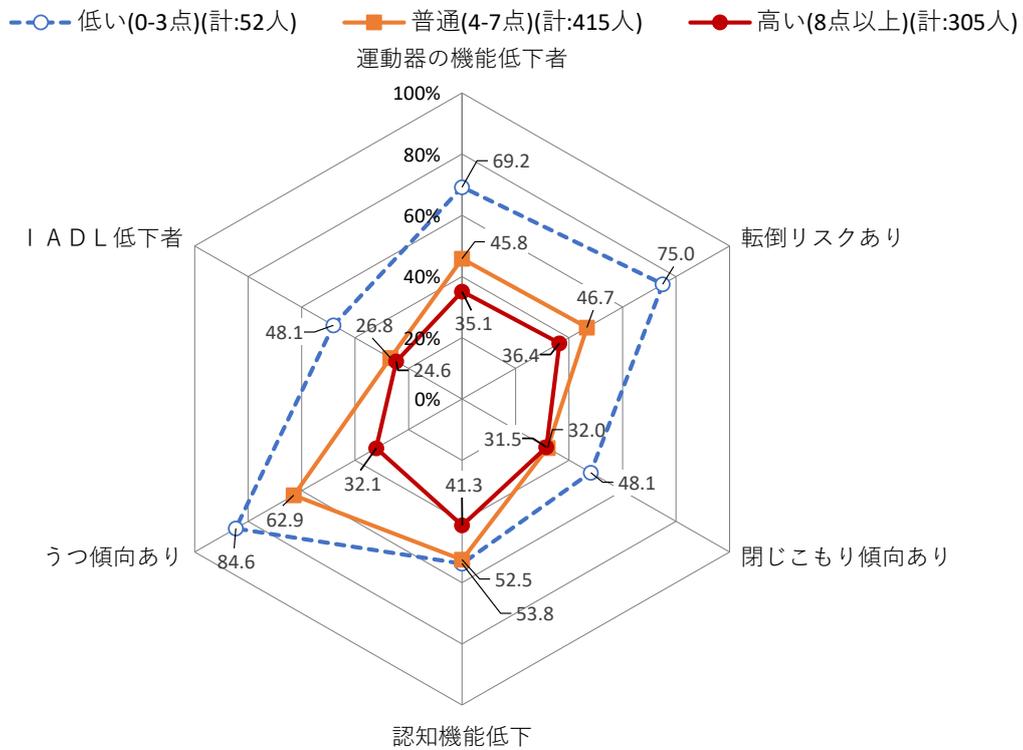
図表 11 主観的健康感と主観的幸福感の分布



図表 12 主観的健康感と各リスクとの相関



図表 13 主観的幸福感と各リスクとの相関



### ③外出について

外出を控えていますかとたずねたところ、「いいえ」と回答した人の割合は52.4%となっています。一方、「はい」と回答した人の割合は44.5%となっており、年齢階層別に見ると、後期高齢者で特に外出を控えている人が多い傾向にあります（図表 14）。

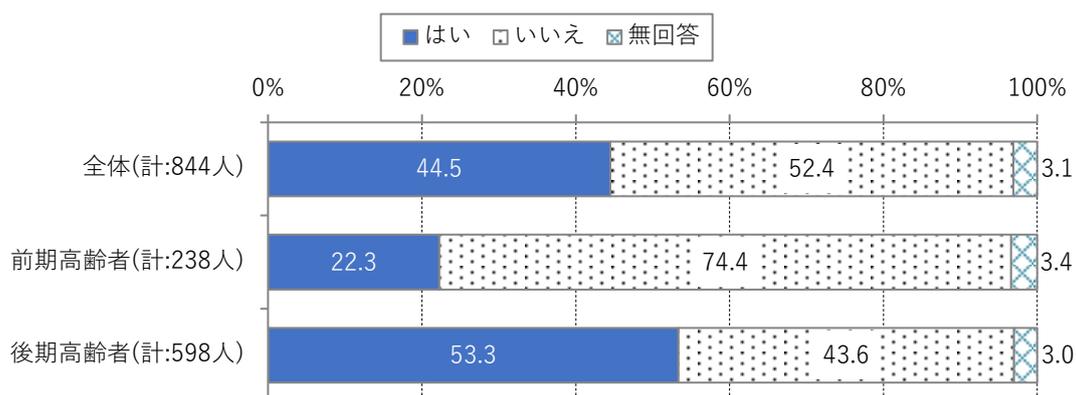
外出を控えている方に、外出を控えている理由をたずねたところ、「足腰などの痛み」と回答した人が最も多く、64.4%となっています（図表 15）。

次いで、「交通手段がない」（23.1%）、「トイレの心配(失禁など）」（17.6%）が続いています。

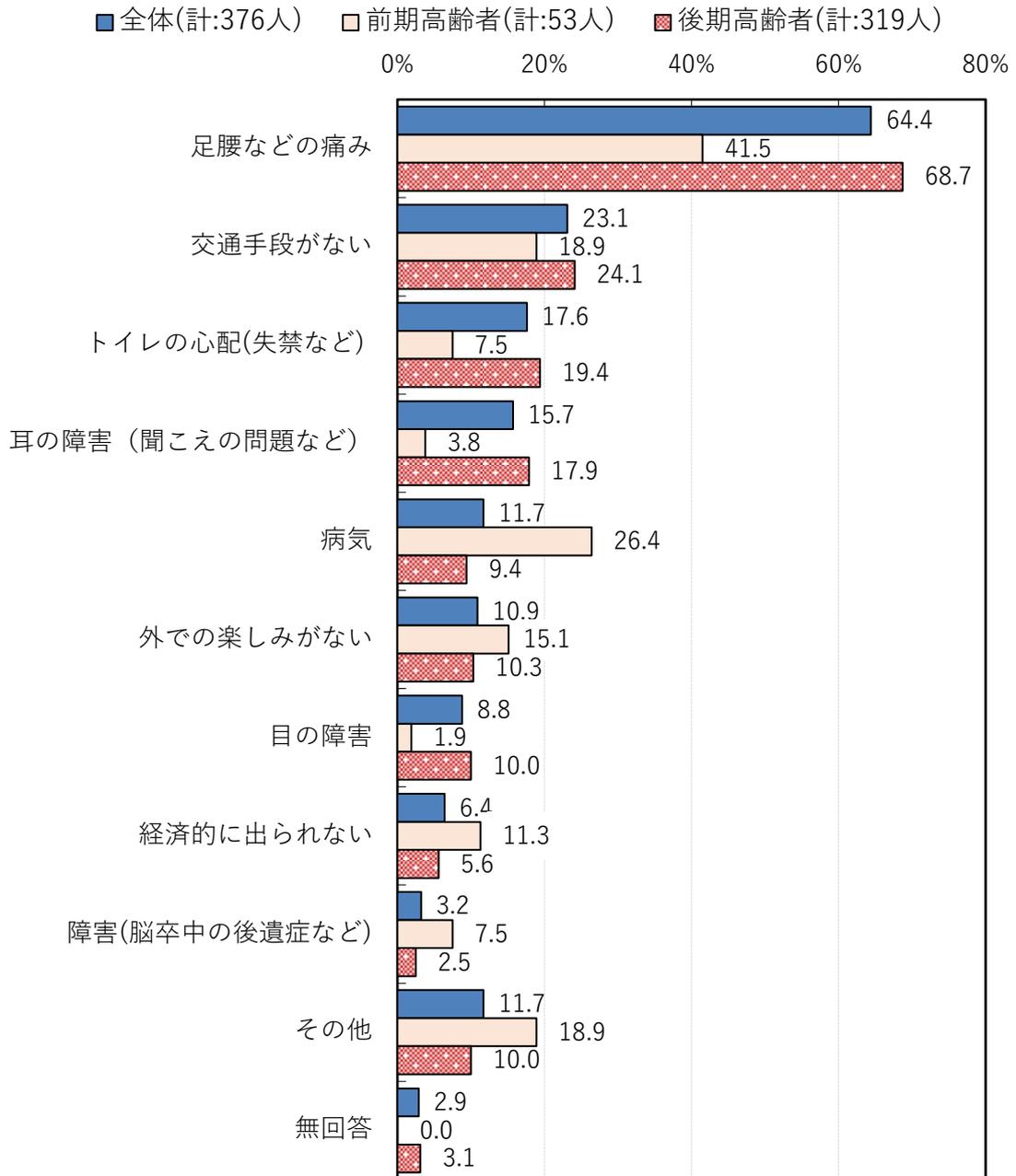
また、外出する際の移動手段は何かとたずねたところ、「自動車（自分で運転）」と回答した人が最も多く、44.8%となっています。次いで、「自動車（人に乗せてもらう）」（34.1%）、「徒歩」（19.2%）が続いています（図表 16）。

前期高齢者では「自動車（自分で運転）」と回答した人が最も多くなっていますが、後期高齢者では「自動車（人に乗せてもらう）」と回答した人が最も多くなっています。

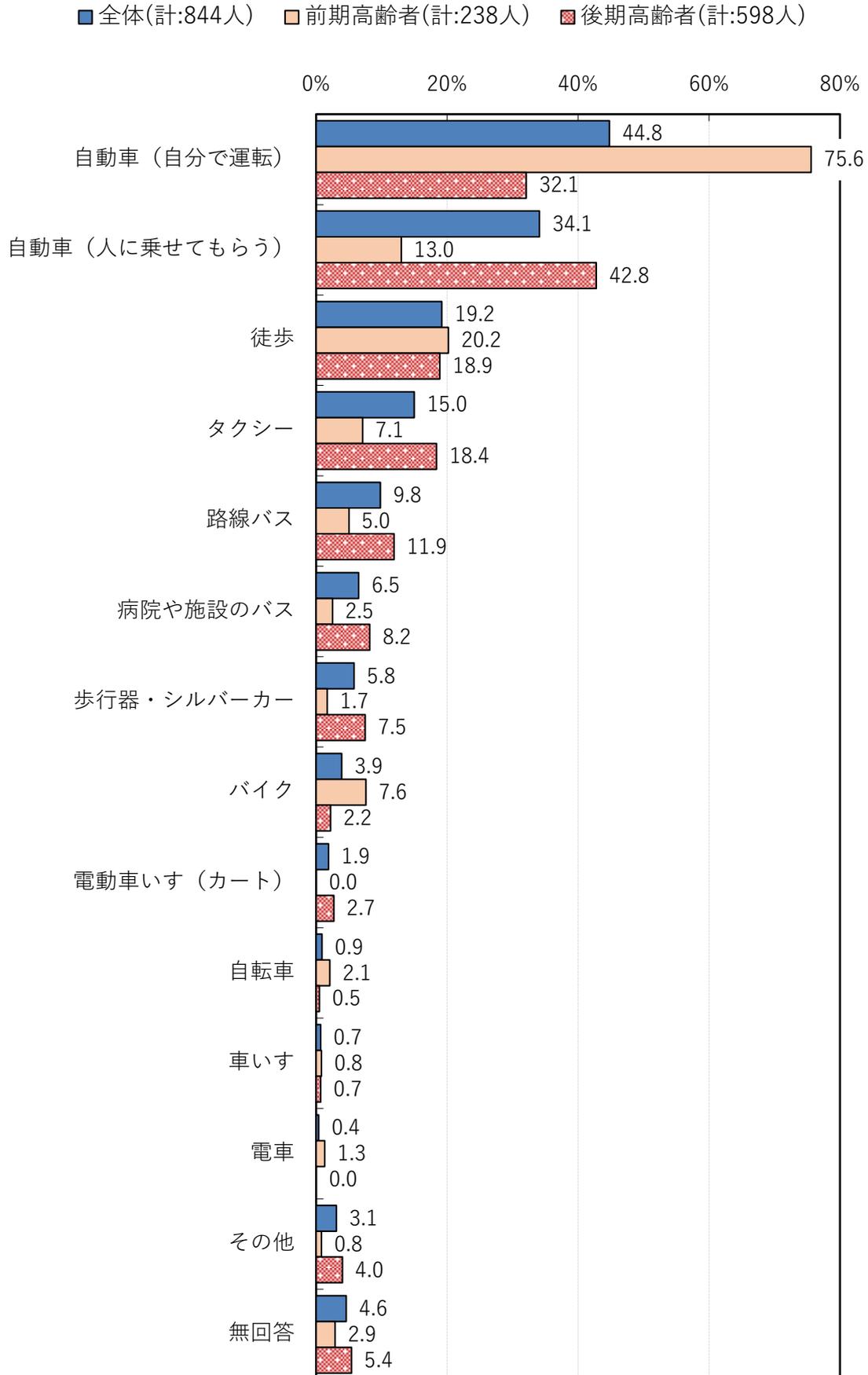
図表 14 外出を控えているか



図表 15 外出を控えている理由



図表 16 外出する際の移動手段

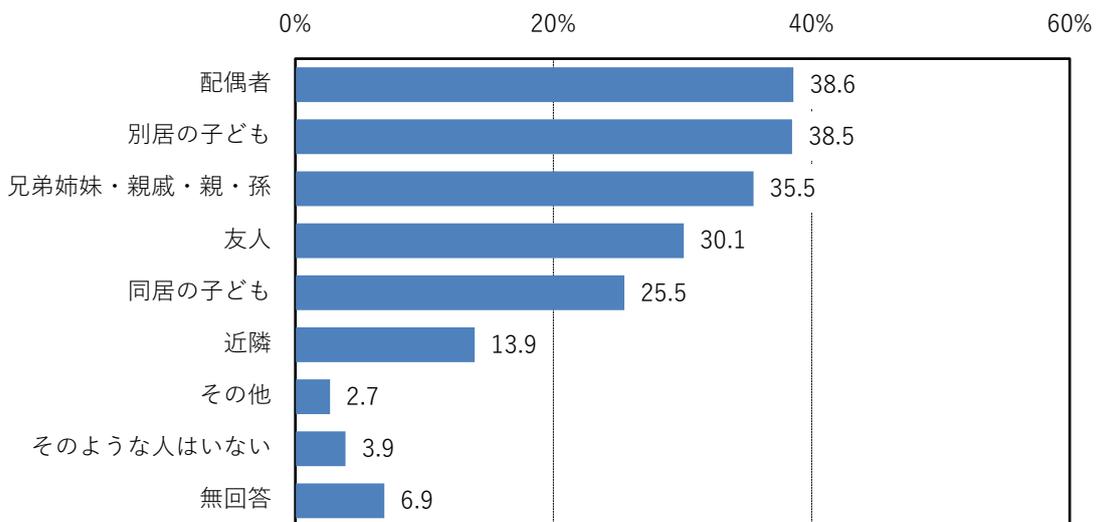


#### ④たすけあいについて

あなたの心配事や愚痴(ぐち)を聞いてくれる人はだれかとたずねたところ、「配偶者」と回答した人が最も多く、38.6%となっています。次いで、「別居の子ども」(38.5%)、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」(35.5%)が続いています。

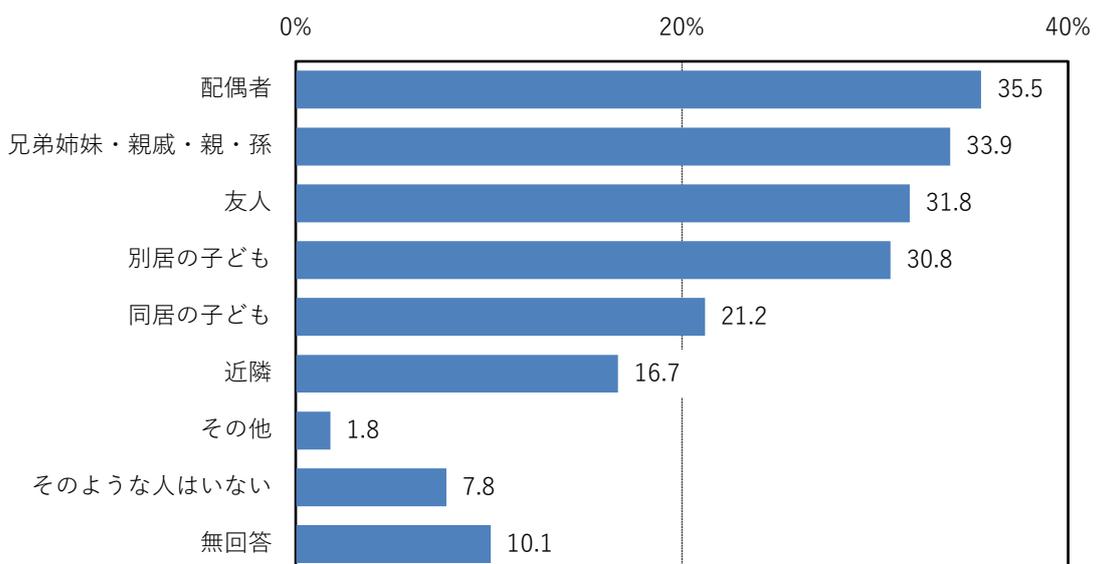
心配事や愚痴(ぐち)を聞いてあげる人はだれかとたずねたところ、「配偶者」と回答した人が最も多く、35.5%となっています。次いで、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」(33.9%)、「友人」(31.8%)が続いています。

図表 17 あなたの心配事や愚痴(ぐち)を聞いてくれる人



計：844人

図表 18 心配事や愚痴(ぐち)を聞いてあげる人



計：844人

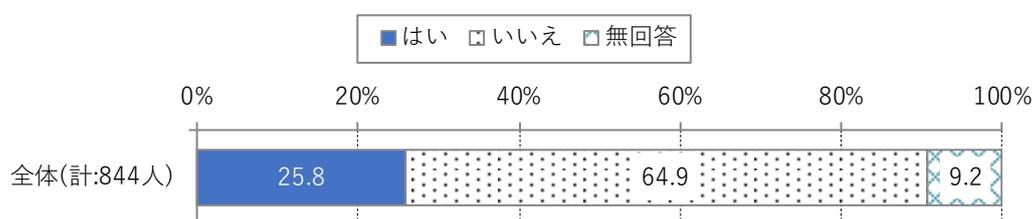
## ⑤ 認知症について

認知症に関する相談窓口を知っていますかとたずねたところ、「いいえ」と回答した人の割合は 64.9%となっています。一方、「はい」と回答した人の割合は 25.8%となっています（図表 19）。

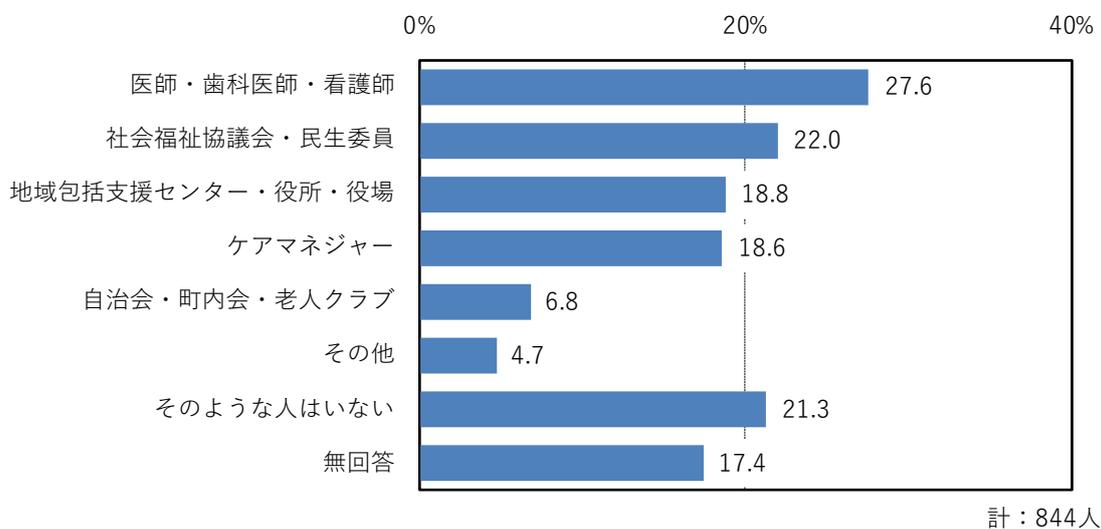
家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手はだれかとたずねたところ、「医師・歯科医師・看護師」と回答した人が最も多く、27.6%となっています（図表 20）。

次いで、「社会福祉協議会・民生委員」（22.0%）、「地域包括支援センター・役所・役場」（18.8%）が続いていますが、その一方で、「そのような人はいない」と回答した人が 21.3%存在します。

図表 19 認知症に関する相談窓口を知っているか



図表 20 家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手

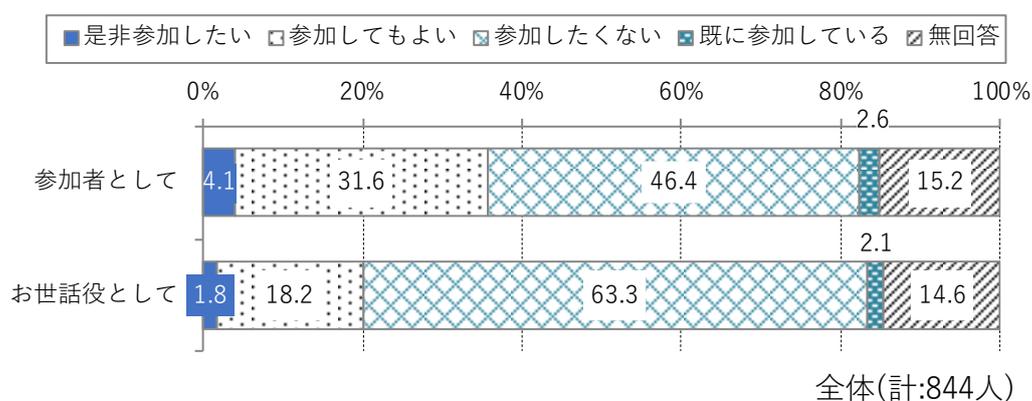


## ⑥地域とのかかわり等について

地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきとした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますかとたずねたところ、「是非参加したい」、「参加してもよい」と回答した人は、35.7%となっています（図表 21）。

さらに、地域での活動について、企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますかとたずねたところ、20.0%が「是非参加したい」、「参加してもよい」と回答しています。

図表 21 地域活動への参加意向

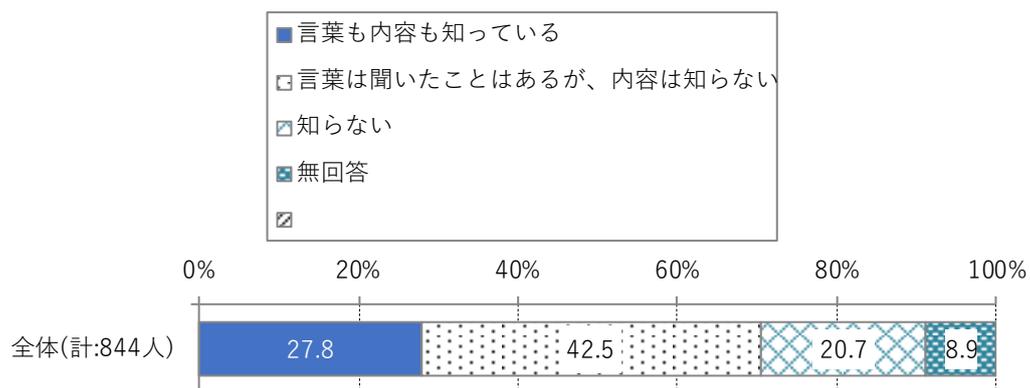


## ⑦地域包括ケアシステムについて

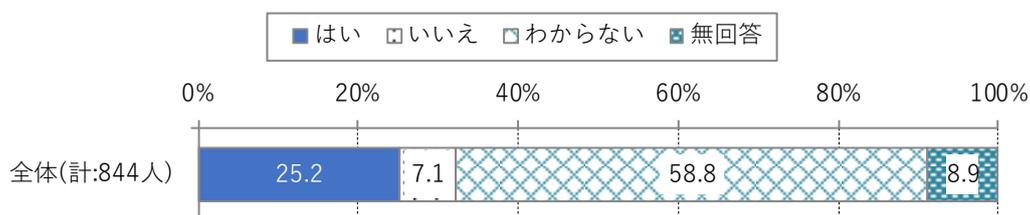
地域包括ケアシステムをご存知ですかとたずねたところ、「言葉は聞いたことはあるが、内容は知らない」と回答した人の割合が最も高く、42.5%となっています。次いで、「言葉も内容も知っている」(27.8%)、「知らない」(20.7%)が続いています。

お住まいの地域で地域包括ケアシステムができていると思いますかとたずねたところ、「わからない」と回答した人の割合が最も高く、58.8%となっています。次いで、「はい」(25.2%)、「いいえ」(7.1%)が続いています。

図表 22 地域包括ケアシステムの認知度



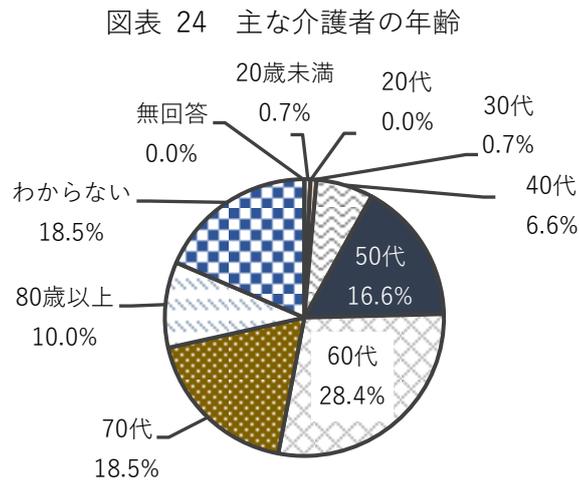
図表 23 地域包括ケアシステムができていると思うか



### (3) 在宅介護実態調査

#### ① 主な介護者の年齢

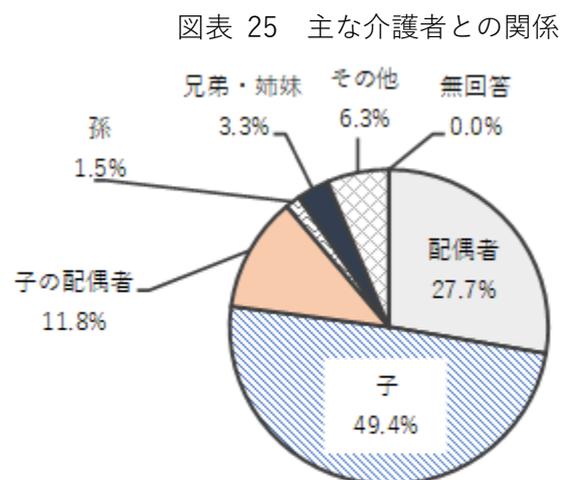
主な介護者の方の年齢についてたずねたところ、「60代」と回答した人の割合が最も高く、28.4%となっています。次いで、「70代」「わからない」(18.5%)、「50代」(16.6%)が続いています(図表 24)。



計：271人

#### ② 主な介護者と本人との関係

主な介護者の方は、どなたですかとたずねたところ、「子」と回答した人が最も多く、49.4%となっています。次いで、「配偶者」(27.7%)、「子の配偶者」(11.8%)が続いています(図表 25)。



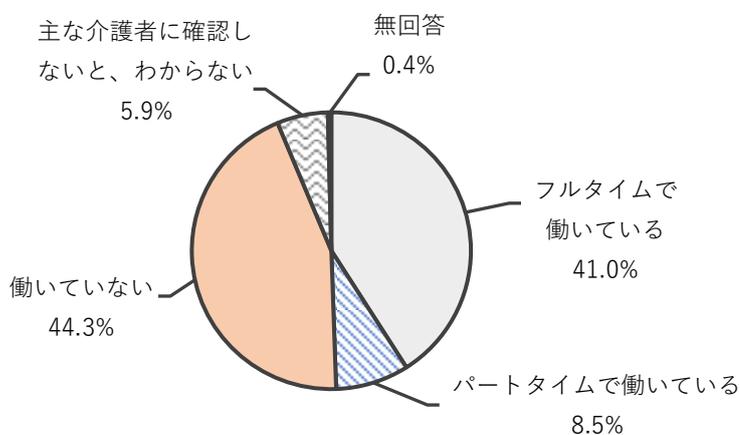
計：271人

### ③主な介護者の勤務形態と今後の就労見込み

主な介護者の方の現在の勤務形態についてたずねたところ、「働いていない」と回答した人が最も多く、44.3%となっています。次いで、「フルタイムで働いている」(41.0%)、「パートタイムで働いている」(8.5%)が続いています(図表 26)。

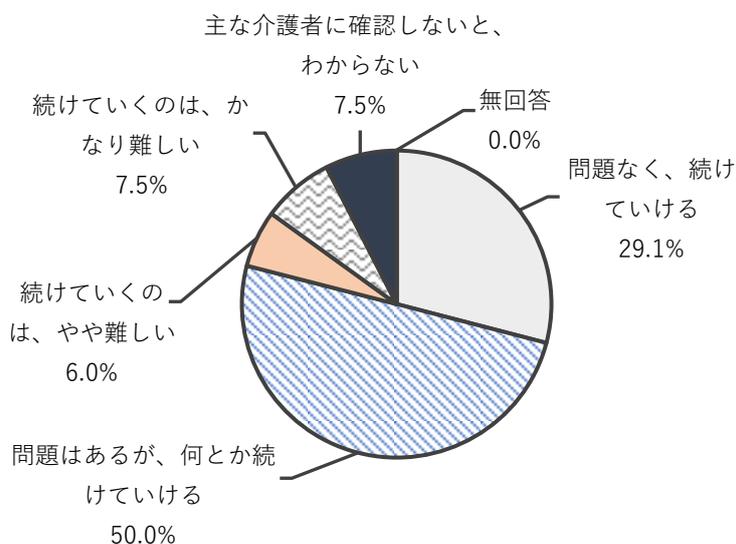
フルタイムで働いている、パートタイムで働いていると回答した主な介護者に、今後も働きながら介護を続けていけそうですかとたずねたところ、「問題はあるが、何とか続けていける」と回答した人が最も多く、50.0%となっています。次いで、「問題なく、続けていける」(29.1%)、「続けていくのは、かなり難しい」(7.5%)が続いています(図表 27)。

図表 26 主な介護者の勤務形態



計：271人

図表 27 今後の就労の継続について

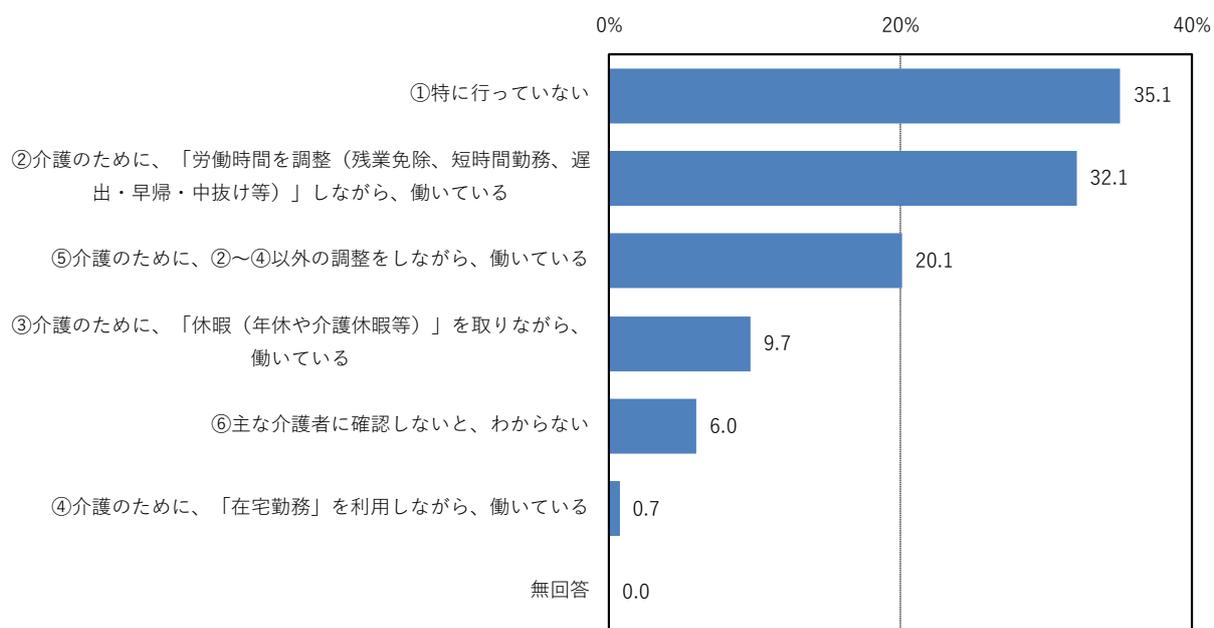


計：134人

#### ④主な介護者の働き方の調整

フルタイムで働いている、パートタイムで働いていると回答した主な介護者に、介護をするにあたって、何か働き方についての調整等をしていますかとたずねたところ、「①特に行っていない」と回答した人が最も多く、35.1%となっています。次いで、「②介護のために、『労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）』しながら、働いている」（32.1%）、「⑤介護のために、②～④以外の調整をしながら、働いている」（20.1%）が続いています（図表 28）。

図表 28 介護のための働き方の調整について

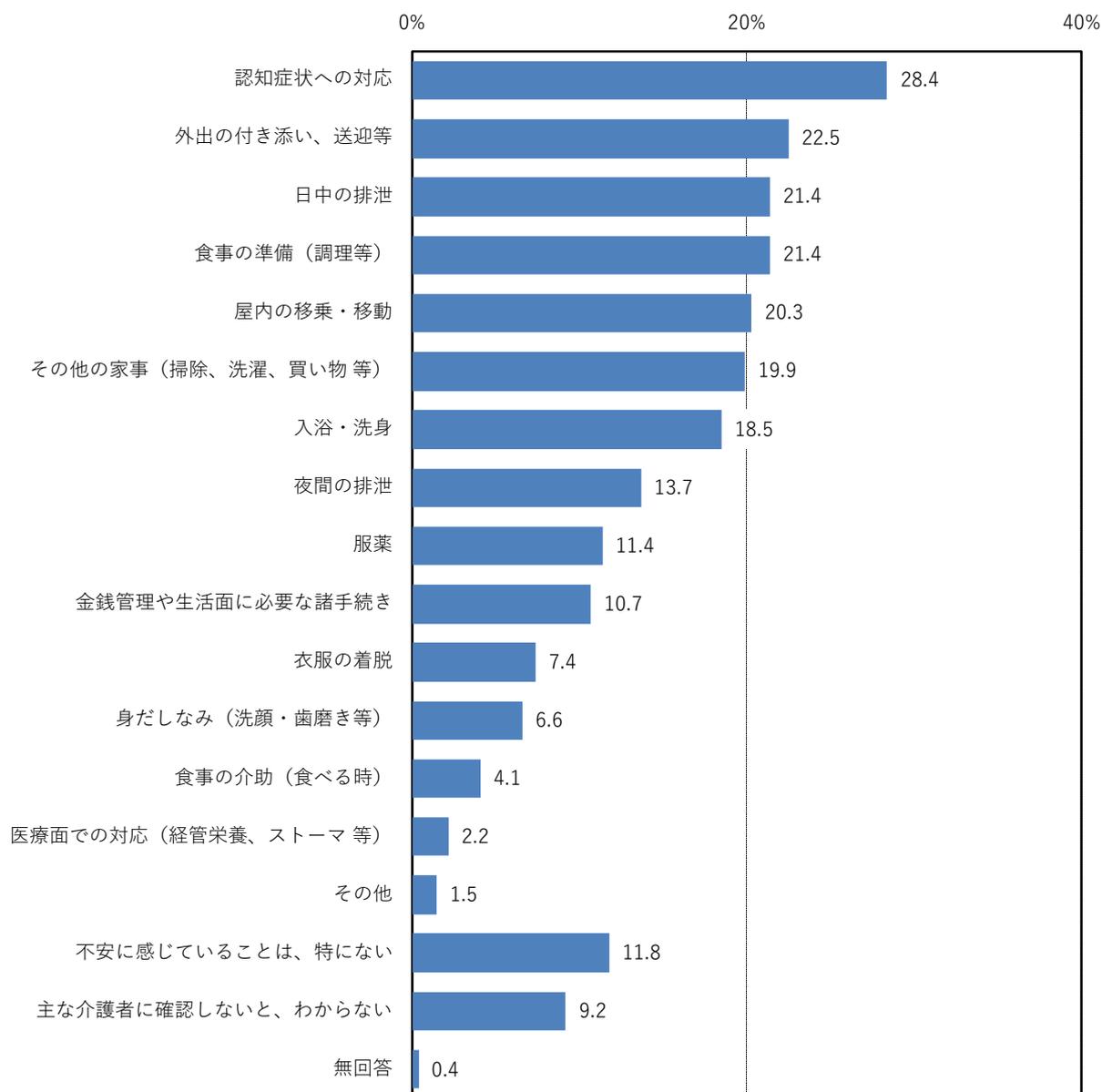


計：134人

### ⑤今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護

現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等についてたずねたところ、「認知症状への対応」と回答した人が最も多く、28.4%となっています。次いで、「外出の付き添い、送迎等」(22.5%)、「日中の排泄」「食事の準備(調理等)」(21.4%)が続いています(図表 29)。

図表 29 主な介護者が不安に感じる介護

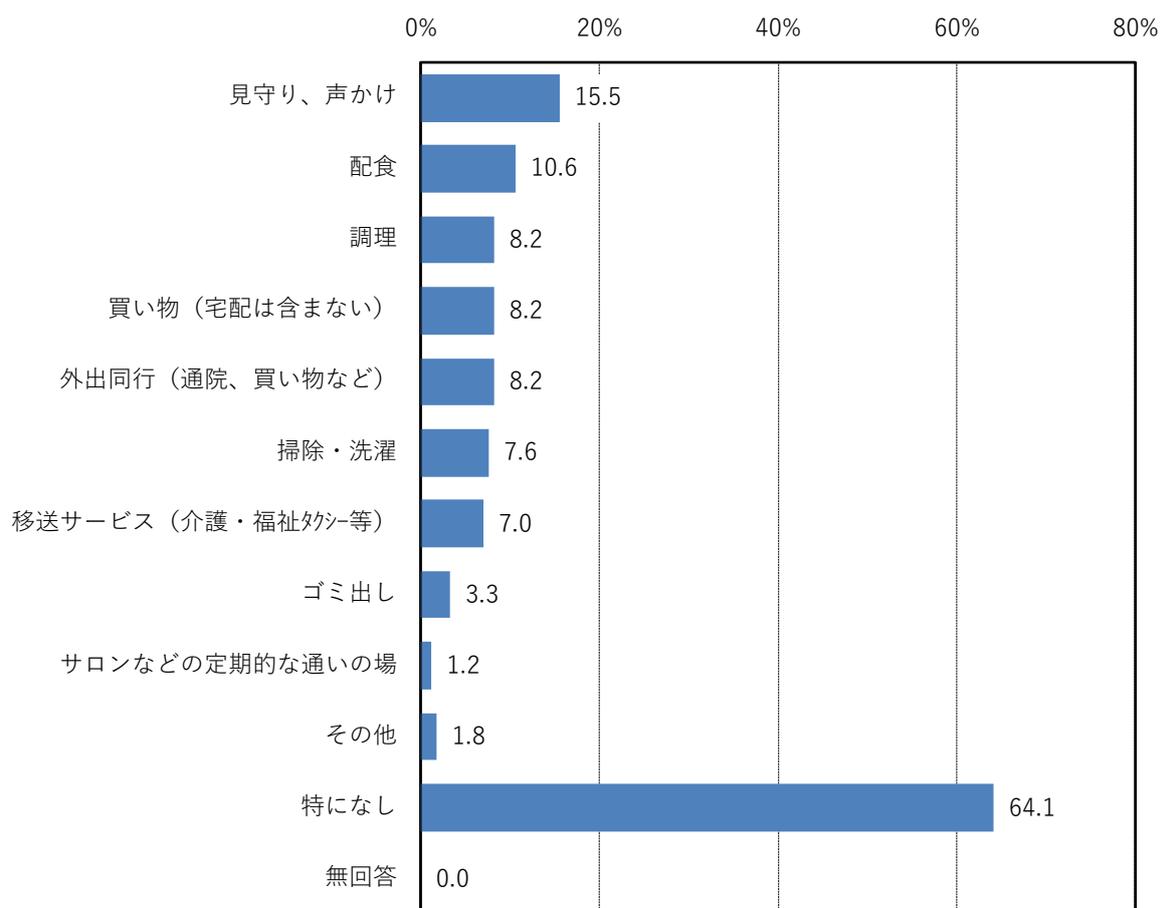


計：134人

## ⑥在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）についてたずねたところ、「特になし」と回答した人の割合が最も高く、64.1%となっています。次いで、「見守り、声かけ」（15.5%）、「配食」（10.6%）が続いています（図表 30）。

図表 30 在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス



計：329人

## 第3章 基本理念及び計画体系

---

### 1. 基本理念と基本目標

第8期計画では、「高齢期になっても その人らしく 自立した日常生活を続けていけるよう 地域で支え合い 健康で安心して暮らせる まちづくりの実現」の基本理念のもと、「地域のつながりが感じられる まちづくり」、「高齢者が生きがいを感じられる まちづくり」、「高齢者がやさしさを感じられる まちづくり」、「高齢者に安心感がうまれる まちづくり」の4つの基本目標を定め、計画を推進してきました。

基本理念は、壱岐市の高齢者福祉が最終的に目指す姿であることや計画の継続性の観点から、本計画においても、この基本理念・基本目標を踏襲することとします。

一方、基本目標の達成のためには、目標ごとに関連する施策と取組・事業を整理する必要があります。

計画をより体系的に推進していくため、基本理念の下に、理念の実現のために必要な「基本目標」を整理し、基本目標ごとに「施策の展開」を整理しました。

#### 【基本理念】

高齢期になっても その人らしく  
自立した日常生活を続けていけるよう  
地域で支え合い  
健康で安心して暮らせる まちづくりの実現

## 2. 計画体系

基本理念	基本目標	施策の展開
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">                     高齢期になってもその人らしく自立した日常生活を続けていけるよう                      地域で支え合い健康で安心して暮らせるまちづくりの実現                 </p>	基本目標1 地域のつながりが感じられる まちづくり	(1) 地域における支え合いの体制づくり
		(2) 地域包括支援センターの機能強化
		(3) 地域ケア会議の開催・推進
	基本目標2 高齢者が生きがいを感じられる まちづくり	(1) 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進
		(2) 健康寿命の延伸や健康づくりの推進
	基本目標3 高齢者がやさしさを感じられる まちづくり	(1) 総合相談
		(2) 在宅医療・介護連携の推進
		(3) 認知症施策の推進
		(4) 高齢者の生活を支えるサービス提供体制の充実
	基本目標4 高齢者に安心感がうまれる まちづくり	(1) 安心安全な生活環境の整備
		(2) 虐待防止対策・権利擁護の推進
		(3) 災害・感染症対策の推進

## 第4章 施策の展開（基本目標ごとの取組）

---

### 基本目標1 地域のつながりが感じられるまちづくり

#### （1）地域における支え合いの体制づくり

高齢者が地域で生活を続けていくためには、行政や地域などのあらゆる分野が協働し、支え合う仕組みを実現させる必要があります。

そのためには、住まい・医療・介護・生活支援・介護予防がそろった地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが重要です。

本市は「SDGs未来都市」「自治体SDGsモデル事業」に選定されており、2030年の未来を見据えた事業を展開している中で、SDGsの「誰一人取り残さない」という基本理念のもと、将来に渡って安心して住み続けられるまちづくりを進めるための取組として、地域住民主体の「まちづくり協議会<sup>※5</sup>」を設立し、連携・協力しながら地域住民の福祉の増進、地域の課題解決に向けた取組を行ってきました。

ニーズ調査では、地域包括ケアシステムを知っているかを尋ねたところ、「知らない」と回答した人を上回る約3割の人が「言葉も内容も知っている」と回答していることから、地域包括ケアシステムの考え方は徐々に広まりつつあるものと考えられます（図表31）。

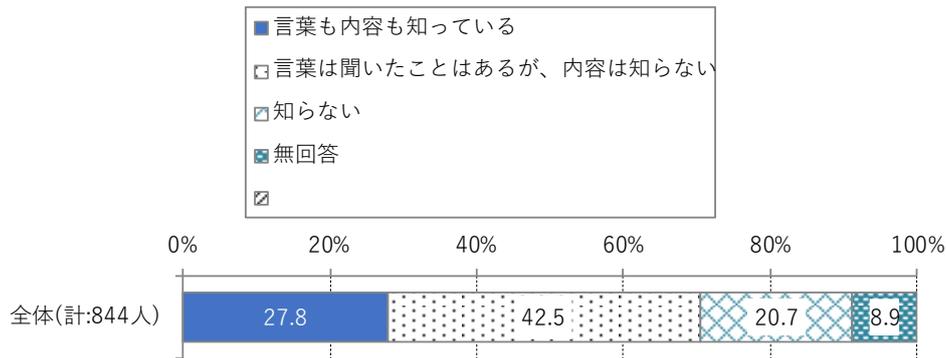
また、地域包括ケアシステムを推進していくためには、その担い手となる人材を確保するとともに、資質の向上に努める必要があります。近年では地域のコミュニティが希薄になっており、特に若い世代の地域活動への参加割合が低く、参加者・主催者ともに高齢化が進んでいます。地域活動の継続のためには、あらゆる世代が地域活動に参加しやすい仕組みづくりを検討し、地域活動を通じたコミュニティの活性化のための取組の強化が必要です。

今後も、高齢者が地域における支え合いの体制づくりに努め、高齢者が人生の最終段階にいたっても、住みたい場所で安心して暮らせるよう、引き続き、サービス供給体制の整備、地域コミュニティの発展、問題解決に向けた様々な主体による連携体制の確保を更に推進し、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に向け取り組めます。

---

※5 地域の特色を生かした持続可能なまちづくりを目指して、各小学校区で設立が進められている協議会のこと。

図表 31 「地域包括ケアシステム」の認知度【再掲】



取組・事業	内容
まちづくり協議会の推進	地域の特色を生かした持続可能なまちづくりを目指して、各小学校区で「まちづくり協議会」の設立を推進します。
地域におけるネットワーク構築	保健・医療・福祉サービスをはじめとする包括的・継続的支援を行い、更なる問題の発生を防止するため、サービス事業者や保健医療福祉等関係機関、民生委員児童委員協議会、まちづくり協議会等とのネットワークを構築し、連携・協力・相談体制を確立して、地域住民に広く理解してもらえるよう、啓発活動を行います。
高齢者実態把握業務	地域に住む高齢者の心身の状況や家庭環境等を、総合相談、サービス事業者、保健医療福祉等関係者、民生委員等のネットワーク等により把握し、課題やニーズを発見できるよう取り組んでいきます。 また、民生委員と地域包括支援センターとの情報交換会を実施し、見守りが必要な高齢者等を適切に把握し、社会福祉協議会や市民福祉課、危機管理課との情報共有を図り、適時適切な支援につなげます。
祝金支給事業	長寿を祝福し、敬老の意を表するため、当該年度内に、88 歳、100 歳に達する者を対象として、敬老祝金を支給します。
敬老行事事業	各地区で実施される 70 歳以上の方を対象とした敬老事業について補助を行います。
ボランティア活動の推進	吉崎市社会福祉協議会において、ボランティアセンターを運営し、各種ボランティアの活動支援やボランティアの育成・指導等を行っています。
地域安心見守り事業	各地区でプライバシーに配慮しながら、日常生活の中で地域をさりげなくゆるやかに見守っていく活動にご協力をお願いし、異変に気づいた時に各機関へ連絡いただくことにより、必要な支援や適切なサービスにつなげます。
事務作業負担軽減のための業務効率化の推進	介護の現場で働く職員が長く働き続けることができるよう、介護の質を維持しながら、介護職員の身体的・精神的負担を軽減し、業務効率化を進めるためには、介護分野の文書に係る負担を軽減することが必要であることから、国が示す方針に基づき、手続きの簡素化や様式例の活用による標準化を進めます。

取組・事業	内容
介護の担い手となる人材の確保と資質の向上	<p>高齢者人口の更なる増加と人口減少に伴い、介護に関わる人材の不足が全国的に問題となっています。今後、高齢者に向けたサービスのさらなる細分化・専門化が予想されることから、市内の介護人材の育成を目的に、介護福祉士養成校の設置により、介護福祉士の資格取得、留学生の受け入れなどを引き続き行い、介護人材の育成や定住・交流人口の拡大を図るとともに、安定的な人材を確保できる体制づくりや人材育成の更なる充実をめざします。</p> <p>また、介護の現場において長く働き続けることができるよう、働きやすい環境の整備を推進していくことがますます重要となっていることから、介護人材確保関連の補助金の充実に努め、介護ロボットやICT<sup>※6</sup>導入に対する支援についても、財源確保を含め研究していきます。</p> <p>今後は、中長期を見据えた人材確保の方策を検討するとともに、県及び事業者などと連携し、介護分野の社会的評価の向上及びサービス従事者の資質向上に向けた取組を支援します。</p>

#### 【各事業の見込み】

項目	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
敬老祝金支給者 88歳(人)	241	246	250	250
敬老祝金支給者 100歳(人)	23	29	30	30
敬老行事対象者数(人)	7,863	8,206	8,210	8,210
吉岐市地域安心見守り事業協定 締結事業所数(件)	37	37	40	40

※6 「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略。インターネットやパソコンなどの情報通信機器を用いて行うコミュニケーション実現する技術のこと。

## (2) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括ケアシステムの深化・推進のためには、その中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化に努める必要があります。

高齢者が住みなれた地域で、安心して尊厳のあるその人らしい生活を続けていくために、高齢者のニーズに応じて医療・介護・福祉サービス等を適切にコーディネートし、供給し、相談や支援の体制強化を図ることが重要です。

また、地域包括ケアシステムの実現や地域支援事業<sup>※7</sup>の効果的な実施のためにも、地域のネットワークの構築と地域ケアマネジメントの向上が重要となっています。

本市では、地域包括支援センターの主な業務として、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援・権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援などに係わる事業を行っています。

高齢者の増加に伴い、地域ケア会議、在宅医療・介護と連携した体制づくりに加え、認知症対策や介護予防・日常生活支援総合事業の実施など、様々な事業に対応していくために、適切な人員配置や地域包括支援センターが実施する業務の周知、事業に関する評価・点検等を実施し、センターの機能強化を図っていきます。

取組・事業	内容
地域包括支援センターの評価	地域包括支援センターが実施する業務について、定期的に評価・点検等を実施し、機能の充実に努めます。
専門職の確保とスキルアップの推進	保健師等・社会福祉士・主任介護支援専門員等の専門職の確保に努めるとともに、研修等を通じてそれぞれの専門性を活かしたチームアプローチを効率的、効果的に行っていくためのスキルアップを推進していきます。
地域包括支援センターの事業（機能）の普及・啓発相談体制の充実	地域包括ケアシステム構築の中心的役割を持つ地域包括支援センターが、身近な相談窓口であることを住民に広く周知するため、地域包括支援センター行う業務について、ホームページや広報誌などの媒体を通じた啓発活動を行います。また、様々な機会を通じて、高齢者の総合相談窓口としての役割について、周知・啓発を行います。
包括的・継続的なケア体制の構築	施設入所・在宅を問わず、地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携を強化し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援します。 長崎県介護支援専門員連絡協議会壱岐支部と連携を図り、市内の介護保険事業所職員及び介護支援専門員との情報交換等ネットワークの構築、職員の資質向上のための研修会開催、処遇困難事例についてのケース検討会の開催などを支援します。

※7 高齢者が要支援・要介護状態になることを防止するためのサービスや、要介護状態になった場合でも、できるだけ住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業のこと。

取組・事業	内容
介護支援専門員のネットワークの活用	地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定する等、介護支援専門員のネットワークを活用します。 いきいきあんしんネットワーク <sup>※8</sup> 、地域見守りシステムにおいて、介護支援専門員や民生委員等チームメンバーの支援、ケアカンファレンス開催・運営の支援を行います。
困難事例等日常的個別指導・相談	サービス担当者会開催の支援、支援困難事例について関係機関との連携及び助言を行います。 支援困難事例、虐待防止や権利擁護に関わる事例等については、地域包括支援センターへ積極的に連絡していただき、協働で対応する体制を構築します。(支援困難者に対するネットワークの形成)

#### 【各事業の見込み】

項目	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアマネ支援対応件数(件)	18	15	15	15
研修会・学習会の開催件数(回)	1	1	1	1

※8 希望により、「はいかい」が予測される人を登録しておくことで、いざ、行方不明になった時に、協力機関を通じて捜索の協力にあたるネットワークのこと。

### (3) 地域ケア会議の開催・推進

地域包括ケアシステムの実現のため、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていくことを目的に、介護支援専門員、保健・医療の専門職、福祉の専門職、民生委員、自治公民館長、ボランティア、行政職員等の多職種協働による個別事例の検討などの話し合いの場として地域ケア会議を開催しています。

地域ケア会議の開催・推進を通して、介護支援専門員の自立に資するケアマネジメントの質を高め、高齢者等の実態把握および地域包括支援ネットワークの構築に努めます。

取組・事業	内容
吉岐市自立支援検討会の開催	介護サービスやその他の生活支援サービスを受ける人が、適切なサービスを受けることで日常生活動作を維持向上し、住み慣れた地域での生活をより長く継続できるように、介護支援専門員が作成したケアプランを、介護サービス事業者や医療・福祉の専門職、民生委員、地域包括支援センター等の関係者と検討し、支援の充実を図ります。また、介護支援専門員をはじめとした介護関係者のスキルアップを図ります。
地域ケア推進会議の開催	地域ケア推進会議は、これまで吉岐医師会在宅医療推進部会が開催している多職種協働ケア会議をこの会議として位置づけ、日常生活圏域における地域課題や、自立支援検討会で解決することができなかった共通課題の解決に向けて、協議や事例検討を継続して行います。また、必要に応じて、市レベルの協議会に提言を行い、地域づくり・資源開発機能や政策形成機能を発揮できるように努めていきます。

## 基本目標2 高齢者が生きがいを感じられるまちづくり

### (1) 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進

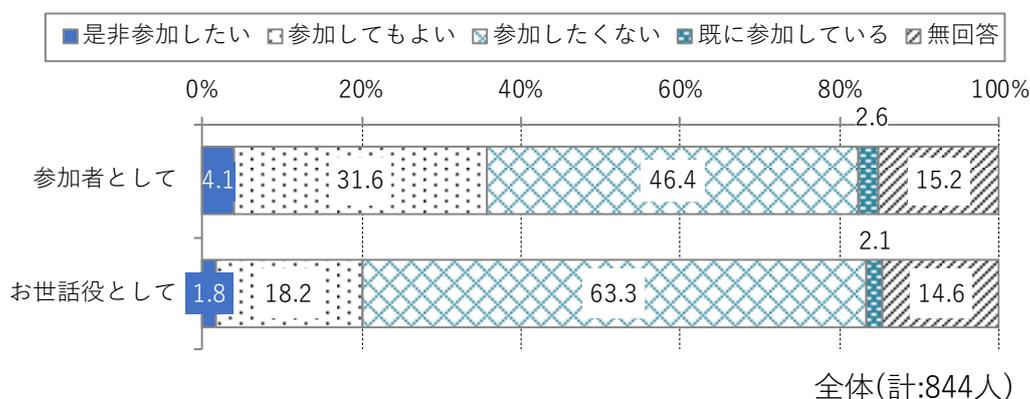
高齢者が自分らしく暮らせるまちをつくるためには、身体を健康を維持することはもちろん、社会参加の場を持つなど生きがいを持って活躍できるよう、社会参加活動を推進することが重要です。

ニーズ調査では、地域の様々な活動について、「ぜひ参加したい」「参加してもよい」と回答した人は3割を超えており、一定の人が地域づくりに関わりたいと考えている様子が伺えます(図表32)。

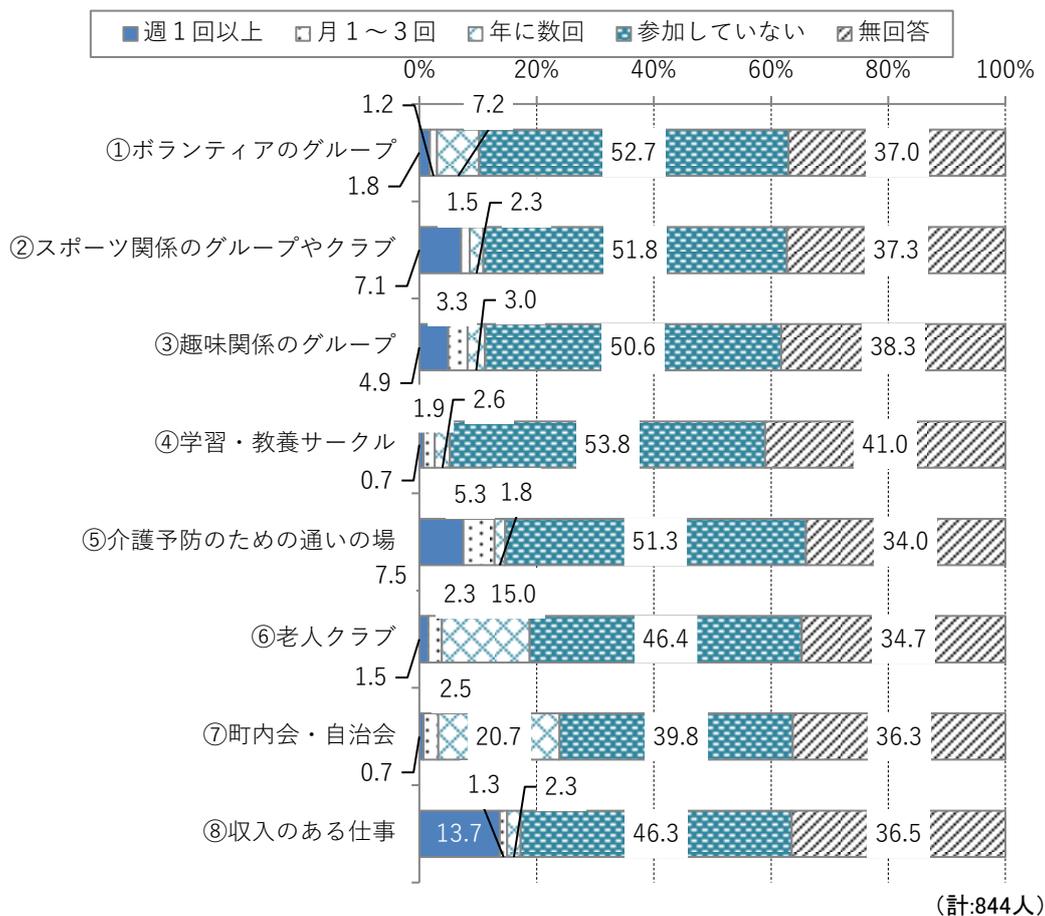
一方、ボランティアやスポーツ・趣味などの会・グループ等にどのくらいの頻度で参加しているかを尋ねた設問では、いずれの活動についても、月1~3回参加していると回答した人は1割程度に留まっていることから、介護予防や健康づくりに関心を持ちながら、活動につなげていない人が少なからず存在していることが考えられます(図表33)。

これらの高齢者の意向を踏まえ、高齢者自身が地域づくりの一員となり、積極的に関わることができる体制を整備する必要があります。

図表32 地域の健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向【再掲】



図表 33 ボランティアやスポーツ・趣味などの会・グループ等への参加頻度



取組・事業	内容
老人クラブ活動への支援	老人クラブは、社会奉仕活動や各種教養講座の開催、スポーツ大会等、高齢者が自ら社会参加活動を行っていく上での基点となる役割を担っていると考えられることから、今後もその活動の支援を行っていきます。
高齢者のボランティア活動の推進	高齢者の社会参加を進めるにあたって、大きな受け皿となるボランティア活動について、活動へのきっかけづくりや、情報提供を進めている壱岐市社会福祉協議会のボランティアセンターについて支援をしていきます。
生涯学習の推進	高齢者が生きがいを持って暮らしていくためには、趣味の活動や学習に積極的に参加していくことが重要です。 現在、実施されている地域の公民館や老人クラブ等での学習活動、出前講座等への参加を推奨し、今後も、個人のニーズを把握しながら、学習機会や学習内容の充実に努める等、行政が住民と一体となって、生涯学習活動を推進していきます。

取組・事業	内容
シルバー人材センターの運営支援	高齢者の豊富な知識と経験を活用する機会を拡充するため、公益社団法人壱岐市シルバー人材センターの運営を支援します。また、シルバー人材センターの活動を広報誌等で紹介することで、会員登録者数の増加につなげます。
高齢者の雇用の場の確保	ハローワークやシルバー人材センターと連携して、高齢者のニーズに合った求人情報を提供し、就労意欲のある高齢者の雇用の場の確保に努めます。

## (2) 健康寿命の延伸や健康づくりの推進

健康上の問題がなく日常生活を送れる期間のことを健康寿命と言い、平均寿命との差をなるべく縮めるためには、日常的に食事や運動習慣、睡眠、歯の健康維持などに取り組む必要がありますが、高齢になるほど筋肉の衰えや認知機能の低下など、「心身の活力が低下した状態（フレイル）」が進行していきます。

フレイルが進行する要因としては、持病（生活習慣病など）の重症化や老化による衰えがあります。

健康寿命を延ばすためには、フレイル状態に陥るまでの期間をできるだけ長くする必要があります。そのためには、従来の疾病の早期発見・早期治療に向けた取組だけにとどまらず、疾病の発生を予防する取組を行うことで、生活習慣病の発症予防と重症化予防、及び社会生活を営むために必要な機能の維持・向上等に取り組むことが重要です。高齢者が、フレイル予防のための栄養（食事・口腔機能）、身体活動（生活活動・運動など）、社会参加（社会活動・つながり・地域交流など）について、自らが気づき、自分事として、これらを意識して日常生活において工夫ができる仕組みづくりや、身近な場所で健康づくり・フレイル予防に取り組める環境を整備し、健康寿命の延伸を図ります。

また、ニーズ調査の結果をみると、主観的健康感や主観的幸福感の高い高齢者は、そうでない高齢者と比較して、運動器の機能低下やうつ傾向、閉じこもり傾向のリスクなどが有意に低くなっていることが分かります（14 ページ参照）。

高齢者の健康づくり施策の推進については、保健事業との一体的な取組を推進し、介護予防や健康づくりに関する周知・啓発を図るとともに、主観的健康感や主観的幸福感を高めるための生きがいづくりや通いの場の拡充等を行っていく必要があります。

取組・事業	内容
フレイル予防の推進	ライフステージを通じ、これまですすめてきたメタボ予防から介護予防への一連のアプローチについて、フレイル予防（栄養・身体活動・社会参加）を追加することにより介護予防の効果を図ります。具体的な取組みとして、市民自らが健康長寿について気づき、自分事化して、日常生活において意識していただけるような環境づくりを目指します。また、全国で展開されている住民主体のフレイルチェックを導入するため、住民フレイルサポーターを養成します。
介護予防の重要性の啓発	介護予防教室を通じ、老人クラブや高齢者サロン等で、介護予防や健康づくりの重要性を啓発する健康教育を行います。
介護保険制度と連携した保健事業の実施	健診受診者に対して、健診結果を基に生活習慣病の重症化予防・介護予防の視点での保健指導を実施する等、高齢者の介護予防と保健事業の一体的な実施に取り組みます。

取組・事業	内容
入湯優待券交付事業	高齢者の健康増進のため、65歳以上の方に対して、市内の指定施設の入湯料金を助成する入湯優待券（1枚200円、年間6枚）を交付しています。
はり・きゅう・あんま等施術料金助成事業	高齢者の健康増進のため、65歳以上の方に対して、市内の指定施設の利用料金を助成しています。また、はり・きゅう・あんま等の施術料金助成券（1枚700円、年間5枚）を交付しています。
健康長寿教室・脳活教室	老人クラブやサロンなどの団体からの依頼を受け、高齢者を対象に、介護予防および認知症予防のための健康教育・相談を実施しています。
はつらつ元気塾	市から委託を受けた社会福祉協議会が、介護予防を目的とした座学や運動実践、栄養、口腔などの各種健康教育を実施しています。公民館などへ出張して実施する「はつらつ元気塾 出前講座」も実施しています。
たんがるディックウォーキング倶楽部	市から委託を受けた一般社団法人が、運動実践講座として、壱岐市内の各所でノルディックウォーキングを実施しています。
コグニサイズ教室	市から委託を受けた一般社団法人が、運動と認知トレーニングを組み合わせた「コグニサイズ」の実践講座を実施しています。

#### 【各事業の見込み】

項目	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入湯優待券交付枚数（枚）	24,774	25,000	25,000	25,000
入湯優待券利用枚数（枚）	17,646	18,000	18,000	18,000
はり・きゅう・あんま等施術料金助成券交付枚数（枚）	13,585	14,000	14,000	14,000
はり・きゅう・あんま等施術料金助成券利用枚数（枚）	5,463	6,000	6,000	6,000
健康長寿教室	83	90	90	90
脳活教室	55	60	60	60
はつらつ元気塾	260	316	316	316
たんがるディックウォーキング倶楽部	51	74	74	74
コグニサイズ教室	198	200	200	200

## 基本目標 3 高齢者がやさしさを感じられるまちづくり

### (1) 総合相談

高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを維持できるよう、本人や家族や地域の民生委員等高齢者に関わる支援者等からの相談を受け付け、介護保険サービスにとどまらない保健・医療・福祉のサービス利用や専門機関へ繋ぎ、継続的な支援ができるよう、地域包括支援センターと社会福祉協議会4支所に相談窓口を設置しています。

今後も、相談内容に即した的確な状況把握を行い、適切なサービスや制度の利用支援・情報提供について関係機関やサービス事業者に繋ぐとともに継続的な支援に努めます。

また、地域包括支援センターと社会福祉協議会相談窓口担当者間で、事例検討・情報交換・意見交換等を定期的に行い、それぞれの資質向上を図ります。

#### 【各事業の見込み】

項目	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合相談件数(延数)	1,350	1,400	1,400	1,400

### (2) 在宅医療・介護連携の推進

高齢化の進展に伴い、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者の増加が見込まれる中、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるためには、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する支援が求められます。

吉野市では吉野医師会在宅医療推進部会へ委託し、在宅医療・介護連携推進事業を実施しています。今後もICTを活用した在宅医療・介護を支援する体制を充実させ、総合相談窓口を設置し、24時間365日体制の在宅医療・介護及び看取りまでのサービスを提供できる体制づくりを推進します。

取組・事業	内容
在宅医療・介護連携の推進	吉野医師会在宅医療推進部会へ委託している在宅医療・介護連携推進事業にて、医療介護従事者をはじめ、高校生や市議会議員、市民の参加により研修会を開催し、在宅医療・介護及びACP(アドバンス・ケア・プランニング)に基づいた意思決定支援、看取りまでのサービスを提供できる体制づくりを推進します。
相談支援体制の充実	関係機関と連携し、24時間365日体制での相談窓口の充実を図ります。
医療・介護関係者の研修等の実施	吉野医師会や関係機関等と連携し、多職種協働、連携等に関する研修会を実施します。

### (3) 認知症施策の推進

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の数は、2012（平成24）年では65歳以上の7人に1人であったものが、団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年には5人に1人となることを見込まれていて、認知症は誰もがなりうるものであり、今や多くの人にとって身近なものとなっています。

国では、2018（令和元）年6月に「認知症施策推進大綱」が取りまとめられました。

本市では、「認知症施策推進大綱」をもとに、認知症の発症を遅らせるとともに、「認知症になっても安心して暮らせる吉岐の島」を目指す姿として、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を両輪とする認知症施策を推進しています。

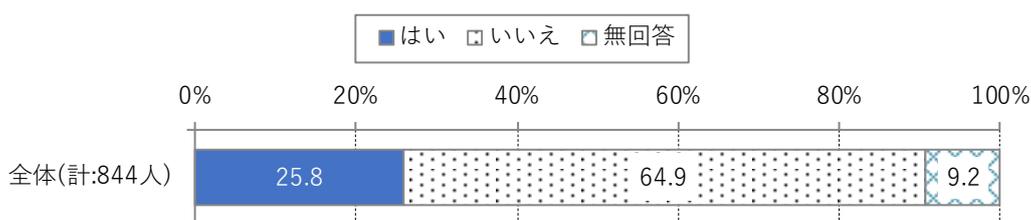
また、新たな視点として、2023（令和5）年6月には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下、「認知症基本法」とする）が成立し、法の施行後、国が策定する認知症施策推進計画の内容を踏まえ、共生社会の実現の推進を目的として、具体的な施策を講じていくことが求められています。

ニーズ調査の結果では、認知症に関する相談窓口について、6割以上の人知らないと回答しています（図表34）。

認知症の予防早期発見・早期対応のためにも、認知症になった場合の相談窓口について周知啓発を進めていく必要があると言えます。

さらに、認知症に関する正しい知識の普及と理解の促進、認知症の早期発見及び重症化予防の推進、認知症高齢者等を介護する家族への支援と地域における支援体制の充実に取り組むとともに、認知症の予防に関する取組と、認知症になっても安心して生活ができるまちづくりを推進していくため、認知症施策推進大綱や認知症基本法を踏まえた各種取組を推進していきます。

図表 34 認知症に関する相談窓口を知っているか【再掲】



取組・事業	内容
認知症になっても安心して生活できる地域の実現	地域包括支援センターに設置された認知症初期集中支援チームを中心に、認知症の早期診断・早期対応とともに、地域包括支援センターによる相談対応等、認知症の人と家族の会との協働事業や、登録システム・地域見守りシステム・緊急システムを有するいきいきあんしんネットワークの充実により、認知症になっても安心して生活できる地域の実現をめざします。

取組・事業	内容
認知症に関する社会の理解を深める取組	<p>自治公民館や婦人会、老人クラブ、高齢者サロン、ボランティア団体、学校PTA、企業等を対象とした、認知症サポーター養成講座や認知症啓発に関する市民公開講座を開催し、認知症に対する正しい知識の普及啓発を行っています。</p> <p>今後も、市民公開講座の開催、また、自治公民館や婦人会、学校、企業等、幅広い年齢層のあらゆる団体を対象とした認知症サポーター養成講座の開催を、継続・拡大していきます。</p> <p>また、認知症サポーター養成講座の講師役となる「認知症キャラバンメイト」の連絡会を開催し、認知症に対する理解を深めるとともに、啓発活動を充実させます。</p>
認知症医療体制の充実	<p>地域包括支援センター・社会福祉協議会相談窓口で、高齢者や家族・関係者からの相談を受け付け、医療機関、サービス事業者、福祉関係者等への連絡相談等を行っています。</p> <p>また、令和元年7月1日に、壱岐医師会、エーザイ株式会社及び壱岐市の三者において、「認知症とともに生きる地域づくりに関する連携協定」を締結し、認知症医療予防連絡会を開催し、「認知症の早期発見、早期受診、早期介入を実現する環境構築」に向けて、引き続き取組を進めていきます。</p>
医療・介護連携の推進	<p>認知症の症状により、医療の提供を必要とする場合や介護サービスの提供を必要とする場合等、医療と介護サービスとの適切な連携を図ります。</p>
認知症サポート医との連携の強化	<p>認知症サポート医と認知症地域支援推進員を中心に、住民が最も信頼しているかかりつけ医との調整を図りながら、適切な治療が継続できるよう壱岐医師会と連携していきます。</p>
認知症初期集中支援チーム	<p>認知症初期集中支援チームにおいて、認知症の人や家族と早期に関わり、自立生活のサポートを行います。</p>
認知機能チェック（あたまの健康チェック）の実施	<p>介護予防教室や高齢者サロン等において、「認知機能チェック（あたまの健康チェック）」を実施し、その結果から早期受診、早期介入を図り、医療機関等の関係機関と連携し、適切な支援につなげます。また、認知機能の維持のための加齢性難聴者に対する支援について、財源確保を含め研究していきます。</p>
認知症相談窓口の周知啓発	<p>認知症相談窓口について十分な広報を行い、受け付けた相談に対して迅速な支援ができるよう努めます。</p> <p>また、認知症高齢者を取り巻く人々が、気軽に相談できる窓口の周知を続けていきます。</p>
家族への支援体制の充実	<p>認知症高齢者について、保健・医療・福祉の専門的観点から適切な評価（アセスメント）を行い、高齢者と家族に対して、状態に応じて必要とされるサービスを継続的に提供するため、定期的な自立支援検討会の開催を進めます。</p>

取組・事業	内容
認知症の人と家族を地域で支える体制の整備	<p>認知症カフェを開設し、認知症本人と家族が地域から孤立することなく安心して生活できる地域づくりをめざします。認知症の人とその家族を地域で支えることが認知症の症状を安定させることにつながることから、関係機関、住民組織等に、認知症の人や家族を支える人（認知症キャラバンメイト・認知症サポーター）を増やす取組を強化します。</p> <p>さらに、認知症の人とその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる地域支援体制（チームオレンジ）の整備を推進していきます。</p> <p>また、地域住民へ認知症の理解と地域の見守りの大切さを啓発し、日常的な声かけ・見守りの意識を高めるとともに、認知症行方不明者発生時のいきいきあんしんネットワークの活用を促進し、システム充実のための模擬訓練を実施します。</p>
認知症高齢者見守り支援事業	<p>認知症初期集中支援チームにおける集中支援が終了して経過観察中にある方や、認知症の人を介護している家族で介護を継続するために支援が必要と思われる方に対して、専門知識を持つ認知症ケア専門士が、家庭を訪問、在宅生活を見守ることにより、認知症の方及び家族が地域とのつながりを保ちつつ、医療・介護・福祉関係機関等の指導・支援を受けながら、本人の意思が尊重され、穏やかで安心した生活が送れるよう支援します。</p>

【各事業の見込み】

項目	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
いきいきあんしんネットワーク 登録者数(人)	31	35	35	35
認知症サポーター養成講座 開催回数(回)	5	10	13	15
認知症サポーター養成数(人)	150	200	250	300
認知症に関する市民公開講座 開催回数(回)	1	1	1	1
認知症キャラバンメイト数(人)	24	24	30	30
認知症キャラバンメイト連絡会 開催回数(回)	1	1	2	2
認知症サポーター養成講座にお ける「はまべの会」による出張相 談開催回数(回)	1	2	3	4
認知症カフェ設置数(箇所)	4	4	5	5
チームオレンジ設置数	1	1	2	2
認知症初期集中支援チーム 訪問対象者数(人)	3	3	4	4
認知機能チェック(あたまの健 康チェック)実施人数(人)	70	80	90	100
認知症医療予防連携 連絡票件数	1	2	2	3
認知症高齢者見守り支援事業 見守り実施者(人)	2	3	3	3
認知症サポーター養成講座 開催回数(回)	5	10	13	15

#### (4) 高齢者の生活を支えるサービス提供体制の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けていくためには、介護保険サービスだけでなく、高齢者の生活状況や心身の状態にマッチした多様なサービスの提供が必要です。

本市では、住み慣れた地域で自分らしく生活するための支援として、壱岐市介護予防・日常生活支援総合事業において、「介護予防・生活支援サービス事業」「介護予防ケアマネジメント事業」「一般介護予防事業」実施しています。

生活上のニーズは住んでいる地域や年齢、世帯の状況等によって異なることが考えられることから、引き続き、本市に住む高齢者のニーズの把握に努めるとともに、在宅での生活を支えるサービスの提供体制の確保・充実に努めます。

取組・事業	内容
自立支援訪問型サービス	訪問介護事業者の訪問介護員による、身体介護や生活援助等を提供します。
自立支援通所サービス	通所介護事業者による、生活機能の向上のための機能訓練等、通所介護と同様のサービスを提供します。
通所型サービス A (ゆうゆうお達者クラブ)	緩和された基準によるサービスで、軽度の自立支援を必要とされる方に対して、集団及び個別指導を実施します。
介護予防配食サービス	栄養改善を目的とした配食や、一人暮らしの高齢者に対する見守り、緊急時の対応とともに行う配食サービスです。 民間企業等の参入を促し、対象者の多様なニーズ等にも対応できるようサービスの充実に図ります。
介護予防ケアマネジメント	アセスメント実施から介護予防ケアマネジメント計画の作成、適切なサービスが提供できるよう、給付管理、調整、相談の支援を行います。
一般介護予防事業の充実	高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。また、地域において、リハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組を推進します。
介護予防把握事業	地域の実情に応じて、収集した情報等の活用により支援を必要とする者を把握し、介護予防活動につなげる事業です。おおむね 65 歳以上の高齢者を対象（介護認定者を除く）として、25 項目の基本チェックリストを実施し、要支援・要介護状態となるおそれのあるハイリスク者を決定し、専門職による訪問や指導を行っています。今後も、適切な把握方法を検討し、様々な場面で対象者を把握していきます。

取組・事業	内容
介護予防普及啓発事業	<p>介護予防事業の普及・啓発を行う事業です。介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための、介護予防教室や講演会、相談会などを、地域包括支援センターの直営実施または社会福祉協議会等への委託により実施しています。今後は、「定例はつらつ元気塾」の定着を図り、利用者拡大を進めるとともに、未介入老人クラブへの働きかけを行い、介護予防教室利用を促進します。また、ハイリスク者を対象とした、転倒予防教室等の専門的指導の実施箇所を増やすことにより、利用者の教室選択の幅を広げて、実践につながる教室・教育を実施します。</p>
ハイリスク者指導事業	<p>介護予防把握事業において、生活機能低下がみられた方へ、運動機能、栄養、口腔機能の向上のための短期的な指導を行います。</p>
地域介護予防活動支援事業	<p>介護予防事業の普及・啓発を行う事業です。介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための、介護予防教室や講演会、相談会などを、地域包括支援センターの直営実施または社会福祉協議会等への委託により実施しています。今後は、介護予防事業の定着を図り、利用者拡大を進めるとともに、未介入老人クラブへの働きかけを行い、介護予防教室利用を促進します。また、ハイリスク者を対象とした、転倒予防教室等の専門的指導の実施箇所を増やすことにより、利用者の教室選択の幅を広げて、実践につながる教室・教育を実施します。</p>
地域リハビリテーション活動支援事業	<p>地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所・訪問・地域ケア会議・住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。</p> <p>現在、吉崎地域リハビリテーション広域支援センターの協力により、高齢者サロンにおいての運動機能評価・運動指導や地域ケア会議、認知症初期集中支援チームでの指導助言が行われています。今後も、吉崎医師会等関係団体や実施担当者の所属する医療機関等と協議しながら、住民の介護予防や自立した生活への取組を支援していきます。</p>
介護用品給付事業	<p>在宅で介護用品を使用する者であり、市民税非課税世帯及び要介護認定区分4・5の認定者（3か月毎の審査により更新）に対して、介護用品の給付券（月額2,500円）を支給しています。</p> <p>居宅支援事業所のケアマネジャーや販売登録事業所との連携により、制度の周知を図っていきます。</p>
地域包括支援センターや生活支援・介護予防サービスの情報公表	<p>地域包括ケアシステム構築に向けては、医療・介護サービスの情報に加えて、地域包括支援センターや生活支援・介護予防サービスの所在地やサービス情報等については、地域で共有される資源として広く住民に伝えていくことが必要となるため、厚生労働省が運用する介護サービス情報公表システムを活用して積極的に情報発信するよう努めます。</p>

【各事業の見込み】

項目		令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立支援訪問型サービスの利用見込み(人)		1,450	1,440	1,420	1,400
自立支援通所サービスの利用見込み(人)		1,400	1,390	1,380	1,360
通所型サービスA(ゆうゆうお達者クラブ)の利用見込み(人)		790	780	770	760
配食サービスの利用見込み(延べ食数)		59,000	66,000	66,000	66,000
配食サービス事業所数(箇所)		1	1	2	2
介護予防ケアマネジメントの利用見込み(人)		2,800	2,790	2,760	2,720
介護予防把握事業の利用見込み	高齢者数(65歳以上)(人)	9,616	9,512	9,391	9,274
	対象者数(人)	400	400	400	400
	最終回収数(人)	171	180	192	200
	最終回収率(%)	42.7	45	48	50
介護予防普及啓発事業の実施見込み	講演会開催回数(回)	1	2	2	2
	講演会参加者数(人)	250	500	500	500
	介護予防教室開催回数(回)	500	520	550	600
	介護予防教室参加者数(人)	5,900	6,000	6,100	6,200
	個別相談開催回数(回)	230	270	300	350
	個別相談参加者数(人)	3,700	3,720	3,750	3,800
	運動ハイリスク者指導開催回数(回)	48	96	96	96
	運動ハイリスク者指導参加者数(人)	5	10	10	10
介護用品給付事業 交付者数(人)		68	70	73	75
介護用品給付事業 交付枚数(枚)		268	280	290	300

## 基本目標 4 高齢者に安心感がうまれるまちづくり

### (1) 安心安全な生活環境の整備

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けていくためには、生活の基盤となる地域で、安心して安全に暮らせる環境が整っていることが大切です。

交通安全や移動支援、防犯等の取組を推進し、高齢者の地域での生活と安全を守ります。

加えて、住環境の整備等についても、様々なニーズが増えてくるものと考えられます。可能な限り在宅で生活を続けていくことができるよう、快適な住まいの確保及び住環境の整備に取り組みます。

取組・事業	内容
外出支援サービス事業	65歳以上の寝たきりの高齢者に対して、リフト付き自動車を利用して、自宅と福祉施設、医療機関間の移送サービスを行っています。
日常生活用具給付事業	一人暮らしや支援を要する高齢者等に対し、日常生活用具を給付することで、防火・初期消火に係る便宜を図っています。
市内路線バス乗車カード交付事業	高齢者の福祉増進を図るため、75歳以上の高齢者に対して「市内路線バス乗車カード」を交付し、そのカードを提示することで、一路線100円で乗車できます。
三島航路乗船カード交付事業	高齢者の福祉増進を図るため、三島地区在住の75歳以上の高齢者に対して「三島航路乗船カード」を交付し、そのカードを提示することで、片道100円で乗船できます。
消費者被害の未然防止策の強化	総合相談や実態把握業務により、消費者被害の情報や実態を把握するとともに、吉岐市消費生活センターや警察機関と連携し、被害の防止、啓発に努めています。
在宅生活困難者に対する保護措置	環境上の問題があり、かつ経済的な理由により在宅での生活が困難な高齢者を対象とした養護老人ホームを設置し、在宅生活困難者に対し保護措置を行っています。 介護保険施設や在宅サービスの充実を図るとともに、やむを得ない保護措置に速やかに対応できるよう、既存施設等との協議・調整等が実施できる体制づくりを進めています。
快適な住環境の整備	高齢者の住宅の安全確保のため、手すりの設置や家の中の段差の解消、浴室やトイレを使いやすくするなどの改修費を助成しています。事業の利用にあたっては、要支援、要介護者の心身の状態から、必要性が高いと認められるバリアフリー化について、介護保険等の対象となるかを検討していきます。

【各事業の見込み】

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
外出支援サービス事業 利用件数（件）	2,064	2,100	2,100	2,100
日常生活用具給付 利用件数（件）	1	1	1	1
市内路線バス乗車カード 所持者数（人）	1,500	1,500	1,500	1,500
三島航路乗船カード 所持者数（人）	50	50	50	50
消費者被害相談数（件）	50	56	57	58

（2）虐待防止対策・権利擁護の推進

高齢者に対する虐待を防止するためには、身近な相談窓口の設置や見守りの体制を整備する等、高齢者やその家族を支える仕組みを構築する必要があります。また、介護サービス事業所等で発生する虐待については、介護従事者に対する研修やストレス対策等を実施する等、虐待を起こさせない環境づくりに取り組む必要があります。万が一、虐待が起きてしまった場合も、早期発見でき、適切な対応が取れるような体制を整備しておくことも重要です。

高齢者虐待防止法や相談窓口の一層の周知を図るとともに、介護サービス事業者等や高齢者虐待に対応する職員に対する研修を実施し、高齢者虐待対応能力の向上を図ります。

また、加齢に伴う判断能力の低下や認知症等により、適切な判断ができない高齢者が地域の中で安心して生活を送るためには、高齢者の権利を擁護し、自立した生活を支えていくための取組が必要です。今後、認知症高齢者の増加が予想されていることから、成年後見制度の利用は、よりニーズが高まるものと考えられます。

本市では、令和5年11月1日に中核機関を設置し、判断能力が十分でない方の権利擁護に関する普及啓発をはじめ、成年後見制度の利用促進及び地域連携を推進しています。

取組・事業	内容
権利擁護相談窓口の周知啓発	権利擁護相談窓口について十分な広報を行い、受け付けた相談に対して迅速な支援ができるよう努め、気軽に相談できる窓口の周知を続けていきます。

取組・事業	内容
権利擁護支援地域連携ネットワークの構築	成年後見制度の利用促進、虐待の防止等のため、専門機関（保健所、警察、医療機関、介護サービス施設等）と連携したネットワークを構築し、当事者を重層的に支援する仕組みづくりを推進します。
高齢者虐待防止の早期発見・相談	虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、「高齢者虐待防止法」等関係法制の研修及び啓発を行い、関係者・関係機関等と連携して早期発見・早期対応を行います。また、ケアマネジャーや介護サービス事業者等から、早期に虐待の相談・通報を受けられるためのしくみづくりを進めていきます。
成年後見制度利用支援事業	地域連携ネットワークの中核機関である「後見センター壱岐」が中心となり、成年後見制度の周知のほか、関係機関と連携した相談支援等、本人の自己決定権を尊重した総合的な支援を行うとともに、費用助成等による利用促進を図っていきます。さらに、希望する親族後見人に対し、申立て前から受任後までの一貫した支援を進めていきます。
高齢者の権利擁護の推進	地域住民や民生委員、関係機関、介護支援専門員等の支援だけでは問題の解決が困難な状況にある高齢者、特に認知症等により判断能力に支障があり、人権侵害等の問題を抱えた高齢者に対し、住み慣れた地域において安心して自立した生活ができるよう、利用者の権利擁護の視点に基づいた専門的・継続的な支援を行います。また、日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）への利用支援を行うとともに、相互協力体制を強化します。 利用者の認知能力、判断能力により成年後見制度への移行が必要な場合には速やかに移行できるように、関係機関の連携と協力体制の構築を図ります。
高齢者虐待の防止及び対応	総合相談や実態把握業務により、早期発見・早期対応に努めるとともに、「高齢者虐待防止法」等関係法制の研修及び啓発を行い、関係者・関係機関等と連携して支援を行っています。高齢者虐待の早期発見、適切な対応を行うためにも、他の専門機関（保健所、警察、医療機関、介護サービス施設）と連携・協働し、高齢者虐待防止ネットワークの構築を図ります。

取組・事業	内容
成年後見制度等の利用支援	<p>高齢者等が、認知症や障害等によって判断能力の低下及び判断力を欠く状態となり、自立した尊厳ある生活が困難で、成年後見制度の利用が必要と判断された場合、適切かつ円滑に利用できるよう関係機関及び専門機関と連携・協働して支援します。</p> <p>現在、総合相談や実態把握業務、さらに福祉事務所、法律専門機関、社会福祉協議会等の関係機関や関係者とのネットワークにより、壱岐市成年後見制度利用支援事業による適切な支援を行っています。今後も、総合相談や実態把握業務、他の相談機関との連携を図り、対象者やニーズの発見・把握に努めるとともに、成年後見制度利用の相談支援について、専門機関（家庭裁判所、法務局、法テラス、ひまわり弁護士事務所、司法書士会等）より指導・助言を受け、制度の普及と理解を深めるよう、地域住民や関係者、関係機関への啓発活動等を行います。</p>
市民後見人養成	<p>判断能力の低下した方の生活を身近な立場で支援する「市民後見人」の養成を行います。</p> <p>※市民後見人とは、親族や専門職以外の市民による後見人です。権利擁護と地域福祉の新しい担い手として、その活躍が期待されています。</p>
不正防止の徹底と利用しやすさとの調和	財産等の管理における不正を防止するための方策や、不正が起きた場合の対応等について検討します。

【各事業の見込み】

項目	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
権利擁護関係相談	9	10	10	10
高齢者虐待関係（件）	14	15	15	15
成年後見利用支援（件）	9	9	10	10
成年後見市長申立件数（件）	2	2	2	2

### (3) 災害・感染症対策の推進

近年、自然災害による甚大な被害が全国で頻発し、高齢者等、避難行動要支援者に対する避難体制構築が喫緊の課題となっています。

災害発生時に避難等が困難な高齢者等の避難行動要支援者への支援が円滑に行われる環境を整備するとともに、自助・共助・公助の役割分担と一層の連携により、災害時要配慮者<sup>※9</sup>避難支援体制の整備を図ります。

また、大規模な感染症の発生時に備え、平時から事態を想定した事前準備を周到に行うとともに、関係者間による情報共有及び連携体制の確保に努めます。

また、感染症対策に係る体制整備についても、本市で暮らす高齢者が安心して暮らせるよう取り組んでいく必要があります。

取組・事業	内容
災害発生時の連携体制の強化	災害発生時における情報提供、福祉避難所の運営などについて、平時より介護サービス事業所との連携体制の構築に努めます。 また、介護サービス事業所における防災計画の策定状況などの確認及び、避難訓練を実施する上での助言などを行います。
吉崎市地域防災計画との整合	災害発生時に、速やかな避難・救護活動が行えるよう、吉崎市地域防災計画との調和に配慮しつつ、避難行動要支援者の把握、個別支援計画の策定、防災訓練の実施など、関係部署と連携しながら、防災対策の支援に取り組みます。
感染症に対応した体制整備	災害発生時における情報提供、福祉避難所の運営などについて、平時より介護サービス事業所との連携体制の構築に努めます。 また、介護サービス事業所における防災計画の策定状況などの確認及び、避難訓練を実施する上での助言などを行います。

※9 高齢者、障害者、乳幼児、妊婦など、災害発生時の避難等に特に配慮を要する者のこと。

# 第5章 第9期介護保険事業計画

## 1. 介護サービス基盤の計画的な整備

本計画期間中には、団塊の世代が75歳以上となる2025年を迎え、また、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々な支援を必要とする要介護高齢者が増加する一方で、生産年齢人口が急減することが見込まれています。

さらに、都市部と地方で高齢化の進み具合が大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を、優先順位を検討した上で介護保険事業計画に定めることが重要となります。

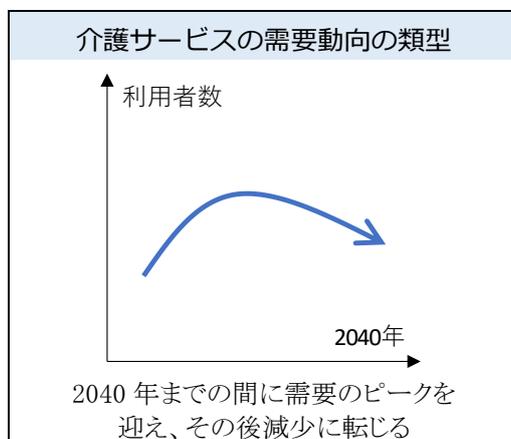
本市では、高齢人口は既に減少期に突入しているものの、介護や医療のニーズの高い後期高齢者は増加しており、人口推計によると令和12年頃まではその傾向が続き、その後、後期高齢者も減少傾向となる見込みです。

加齢に伴い心身機能は著しく低下していきます。特に、後期高齢者は前期高齢者と比較してもフレイル状態に陥りやすいだけでなく、認知症やがん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病などの発症リスクが高くなります。

また、加齢とともに複数の疾病を抱えている人が増え、合併症を引き起こすリスクも高まることから、後期高齢者の増加によって医療と介護による支援を必要とする人や、重度化によってこれまで以上の支援を必要とする人が増えることが予想されます。

これらのことから、本市の介護サービス等のニーズは2040年までの間に需要のピークを迎え、その後減少に転じるものと考えられ、介護サービス基盤・人的基盤の整備について、サービス需要動向は下記ようになります（図表35）。

図表 35 介護サービスの需要動向



## 2. 被保険者数及び要支援・要介護認定者数の推計

### (1) 被保険者数の推計

第9期計画期間中及び令和22(2040)年度までの被保険者数の見込みは、以下の通りです。

(人)	第9期			(2030年)	(2035年)	(2040年)
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
総数	16,844	16,585	16,309	15,075	13,761	12,346
第1号被保険者数	9,512	9,391	9,274	8,879	8,142	7,502
第2号被保険者数	7,332	7,194	7,035	6,196	5,619	4,844

### (2) 要介護認定者数の推計

第9期計画期間中及び令和22(2040)年度までの要支援・要介護認定者の見込みは、以下の通りです。

(人)		第9期			(2030年)	(2035年)	(2040年)
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
総数	合計	2,143	2,119	2,094	2,151	2,177	2,112
	要支援1	250	245	240	246	253	236
	要支援2	335	329	318	335	335	313
	要介護1	484	477	473	490	494	472
	要介護2	339	338	336	348	347	342
	要介護3	358	357	354	360	366	368
	要介護4	231	229	227	228	236	237
	要介護5	146	144	146	144	146	144

### 3. サービス体系

サービス基盤計画を踏まえ、以下に挙げる介護保険サービスを提供します。

また、中等度要介護認定者の増加を見据え、公募等の手続により本計画期間の最終年度（令和8年度）において、地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護）の整備を行い、令和9年度からのサービス提供を目指します。

#### （1）介護サービス

区 分	
在宅サービス	①訪問介護
	②訪問入浴介護
	③訪問看護
	④訪問リハビリテーション
	⑤居宅療養管理指導
	⑥通所介護
	⑦通所リハビリテーション
	⑧短期入所生活介護
	⑨短期入所療養介護
	⑩特定施設入居者生活介護
	⑪福祉用具貸与
	⑫特定福祉用具購入
	⑬住宅改修
地域密着型サービス	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	②夜間対応型訪問介護
	③認知症対応型通所介護
	④小規模多機能型居宅介護
	⑤認知症対応型共同生活介護
	⑥看護小規模多機能型居宅介護
	⑦地域密着型通所介護
施設サービス	①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
	②介護老人保健施設
	③介護療養型医療施設
	④介護医療院
居宅介護支援	

(2) 介護予防サービス

区 分	
在宅介護予防サービス	①介護予防訪問入浴介護
	②介護予防訪問看護
	③介護予防訪問リハビリテーション
	④介護予防居宅療養管理指導
	⑤介護予防通所リハビリテーション
	⑥介護予防短期入所生活介護
	⑦介護予防短期入所療養介護
	⑧介護予防特定施設入居者生活介護
	⑨介護予防福祉用具貸与
	⑩特定介護予防福祉用具購入
	⑪介護予防住宅改修
地域密着型介護予防サービス	①介護予防認知症対応型通所介護
	②介護予防小規模多機能型居宅介護
	③介護予防認知症対応型共同生活介護
介護予防支援	

## 4. 介護保険給付費対象サービスの見込み

### (1) 居宅サービス

		第9期			(2030年)	(2035年)	(2040年)
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
訪問介護	給付費(千円)	222,915	220,363	217,828	226,956	232,283	227,567
	回数(回)	5,658	5,584	5,518	5,746	5,879	5,764
	人数(人)	317	313	310	323	328	320
訪問入浴介護	給付費(千円)	6,482	6,490	6,490	7,383	7,383	7,383
	回数(回)	39	39	39	44	44	44
	人数(人)	8	8	8	9	9	9
訪問看護	給付費(千円)	41,094	40,725	40,269	42,245	42,702	41,786
	回数(回)	457	452	447	469	474	463
	人数(人)	86	85	84	88	89	87
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	8,515	8,526	8,526	8,526	8,526	8,526
	回数(回)	207	207	207	207	207	207
	人数(人)	21	21	21	21	21	21
居宅療養管理指導	給付費(千円)	4,895	4,794	4,794	5,018	5,136	4,910
	人数(人)	44	43	43	45	46	44
通所介護	給付費(千円)	374,841	370,480	367,278	381,703	387,318	381,187
	回数(回)	4,196	4,143	4,110	4,268	4,324	4,243
	人数(人)	398	393	390	405	410	402
通所リハビリテーション	給付費(千円)	260,275	255,889	256,629	264,862	269,343	262,951
	回数(回)	2,507	2,466	2,468	2,551	2,586	2,521
	人数(人)	324	319	319	330	334	326
短期入所生活介護	給付費(千円)	89,468	87,671	85,952	91,606	91,606	92,190
	日数(日)	853	833	818	873	873	877
	人数(人)	77	75	74	79	79	79
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	68,139	68,226	66,926	70,895	70,895	71,561
	日数(日)	519	519	510	540	540	544
	人数(人)	68	68	67	71	71	71
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	95,226	94,220	93,467	96,952	98,491	97,468
	人数(人)	598	592	587	609	616	607
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	5,096	5,096	5,096	5,096	5,096	5,096
	人数(人)	15	15	15	15	15	15
住宅改修費	給付費(千円)	8,483	8,483	8,483	8,483	8,483	8,483
	人数(人)	9	9	9	9	9	9
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	85,856	85,965	85,965	85,965	85,965	85,965
	人数(人)	62	62	62	62	62	62
合計	給付費(千円)	1,271,285	1,256,928	1,247,703	1,295,690	1,313,227	1,295,073

(2) 地域密着型サービス

		第9期			(2030年)	(2035年)	(2040年)
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	12,163	12,178	12,178	12,178	12,178	12,178
	人数(人)	7	7	7	7	7	7
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	2,492	2,495	2,495	2,495	2,495	2,495
	人数(人)	18	18	18	18	18	18
地域密着型通所介護	給付費(千円)	32,024	32,065	32,065	32,065	32,065	32,065
	回数(回)	283	283	283	283	283	283
	人数(人)	25	25	25	25	25	25
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	87,213	87,323	87,323	87,323	90,280	87,323
	人数(人)	29	29	29	29	30	29
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
複合型サービス(新設)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
合計	給付費(千円)	133,892	134,061	134,061	134,061	137,018	134,061

### (3) 施設サービス

		第9期			(2030年)	(2035年)	(2040年)
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
介護老人福祉施設	給付費(千円)	714,868	715,773	715,773	715,773	715,773	715,773
	人数(人)	220	220	220	220	220	220
介護老人保健施設	給付費(千円)	517,625	518,280	518,280	507,911	514,475	508,883
	人数(人)	166	166	166	163	165	163
介護医療院	給付費(千円)	15,409	51,833	51,833	51,833	51,833	51,833
	人数(人)	3	10	10	10	10	10
介護療養型医療施設	給付費(千円)						
	人数(人)						
合計	給付費(千円)	1,247,902	1,285,886	1,285,886	1,275,517	1,282,081	1,276,489

### (4) 居宅介護支援

		第9期			(2030年)	(2035年)	(2040年)
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
居宅介護支援	給付費(千円)	190,239	188,341	186,884	194,268	196,423	193,435
	人数(人)	910	900	893	928	937	921

(5) 介護予防サービス

		第9期			(2030年)	(2035年)	(2040年)
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	5,163	5,169	4,837	5,169	5,169	4,837
	回数(回)	55	55	51	55	55	51
	人数(人)	16	16	15	16	16	15
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	916	917	823	917	917	823
	回数(回)	23	23	21	23	23	21
	人数(人)	9	9	8	9	9	8
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	261	261	261	261	261	261
	人数(人)	2	2	2	2	2	2
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	38,734	37,992	36,967	38,505	38,783	36,176
	人数(人)	88	86	84	87	88	82
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	686	687	687	687	687	687
	日数(日)	9	9	9	9	9	9
	人数(人)	1	1	1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	16,123	15,862	15,419	16,045	16,200	15,159
	人数(人)	185	182	177	184	186	174
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	3,052	3,052	3,052	3,052	3,052	2,787
	人数(人)	11	11	11	11	11	10
介護予防住宅改修	給付費(千円)	12,313	12,313	10,953	12,313	12,313	10,953
	人数(人)	10	10	9	10	10	9
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	2,057	2,060	2,060	2,060	2,060	2,060
	人数(人)	3	3	3	3	3	3
合計	給付費(千円)	79,305	78,313	75,059	79,009	79,442	73,743

(6) 地域密着型介護予防サービス

		第9期			(2030年)	(2035年)	(2040年)
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
合計	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0

(7) 介護予防支援

		第9期			(2030年)	(2035年)	(2040年)
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
介護予防支援	給付費(千円)	13,532	13,275	12,948	13,494	13,604	12,675
	人数(人)	248	243	237	247	249	232

## 5. 第9期保険料の算定

### (1) 標準給付費及び地域支援事業費見込みの算定

各サービスの給付費を基に、標準給付費、地域支援事業費（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業）の見込み及び保険料収納必要額を算定しました。

#### ① 標準給付費

(円)	第9期			
	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
標準給付費見込額(A)	9,789,141,000	3,256,596,817	3,275,070,738	3,257,473,445
総給付費	9,015,744,200	2,996,052,562	3,017,122,802	3,002,568,836
特定入所者介護サービス費等給付額	512,872,266	172,775,980	171,057,211	169,039,075
高額介護サービス費等給付額	223,751,507	75,369,834	74,631,086	73,750,587
高額医療合算介護サービス費等給付額	26,137,673	8,812,623	8,713,929	8,611,121
算定対象審査支払手数料	10,635,354	3,585,818	3,545,710	3,503,826

#### ② 地域支援事業費

(円)	第9期			
	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域支援事業費(B)	714,274,128	239,192,597	238,085,274	236,996,257
介護予防・日常生活支援総合事業費	458,418,077	153,907,246	152,799,924	151,710,907
包括的支援事業及び任意事業費	204,674,644	68,224,882	68,224,881	68,224,881
包括的支援事業(社会保障充実分)	51,181,407	17,060,469	17,060,469	17,060,469

### ③ 第1号被保険者保険料の算定

第9期介護保険事業計画期間中の介護保険サービス事業量を見込み、各種諸費用、保険料収納率、所得段階別被保険者数の見込み等を踏まえ、介護保険料標準月額を算定します。

(円)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
標準給付費 (A)	3,256,596,817	3,275,070,738	3,257,473,445	9,789,141,000
総給付費	2,996,052,562	3,017,122,802	3,002,568,836	9,015,744,200
特定入所者介護サービス費給付額	172,775,980	171,057,211	169,039,075	512,872,266
高額介護サービス費給付額	75,369,834	74,631,086	73,750,587	223,751,507
高額医療合算介護サービス費等給付額	8,812,623	8,713,929	8,611,121	26,137,673
算定対象審査支払手数料	3,585,818	3,545,710	3,503,826	10,635,354
地域支援事業費 (B)	239,192,597	238,085,274	236,996,257	714,274,128
介護予防・日常生活支援総合事業費	141,844,601	141,844,601	141,844,601	425,533,803
包括的支援事業及び任意事業費	68,224,882	68,224,881	68,224,881	204,674,644
包括的支援事業(社会保障充実分)	18,385,937	18,385,937	18,385,937	55,157,811
合 計 (A + B)	3,495,789,414	3,513,156,012	3,239,565,093	10,503,415,128

標準給付費 + 地域支援事業費合計見込額 (令和6年度～令和8年度)

23%

第1号被保険者負担分相当額 (令和6年度～令和8年度)

第1号被保険者負担分相当額	2,415,785,479	円
+ ) 調整交付金 <sup>※</sup> 相当額 (標準給付費の5.00%)	512,377,954	円
- ) 調整交付金見込額 (3年間合計)	990,600,000	円
- ) 準備基金 <sup>※</sup> 取崩額	60,000,000	円
- ) 財政安定化基金取崩額	0	円
<b>保険料収納必要額</b>		<b>1,877,549,432 円</b>
÷ ) 予定保険料収納率	99.05	%
÷ ) 所得段階別加入割合補正後被保険者数 <sup>※</sup>	24,339	人
÷ ) 12か月		
<b>標準月額保険見込料</b>		<b>6,490 円</b>

※調整交付金

市町村ごと高齢者中の後期高齢者の割合と高齢者の所得状況の格差による介護保険財政の調整を行うため、全国ベースで給付費の5%相当分を交付するもの。

※準備基金

第8期計画期間中までに徴収した介護保険料のうち、余剰分を積み立てておく基金。

※所得段階別加入割合補正後被保険者数

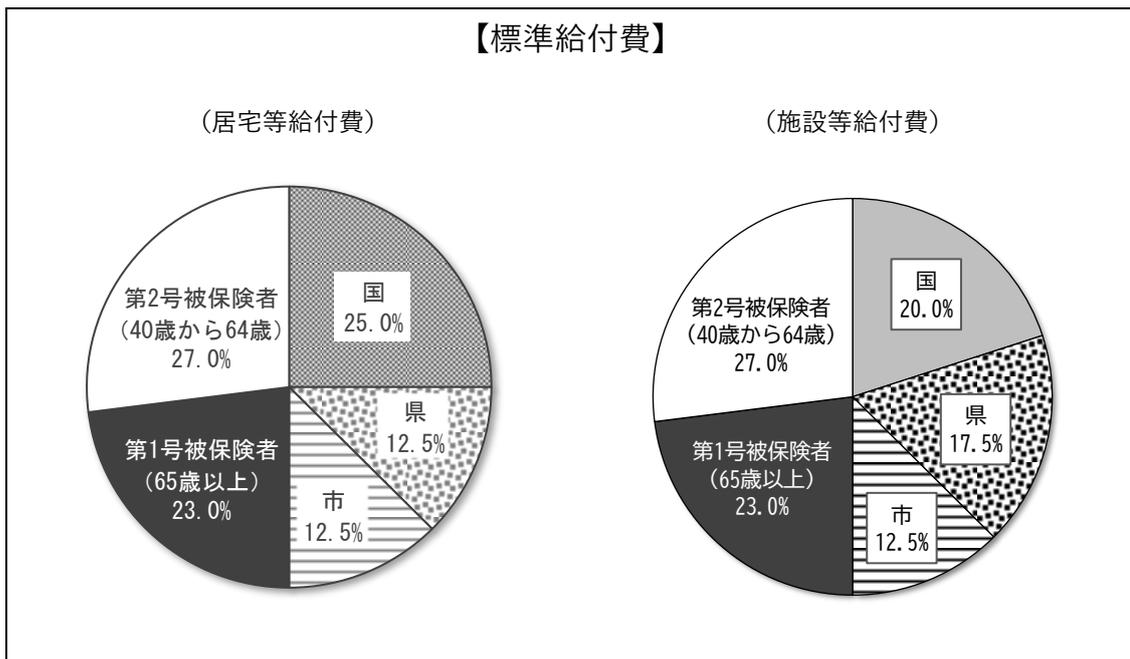
所得段階に応じて保険料が異なることから、保険料が不足しないよう所得段階ごとに人数と保険料率を乗じた数の合計を被保険者数とし、介護保険料の基準額を算定する。

## (2) 第1号被保険者の負担割合

事業費用の大部分を占める介護サービス給付費については、利用者負担（1割～3割）を除いた給付費の半分を公費でまかない、残りの半分を被保険者から徴収する保険料を財源としています。保険料については、第1号被保険者と第2号被保険者の平均的な1人あたりの負担がほぼ同じ水準になるよう負担割合が定められています。

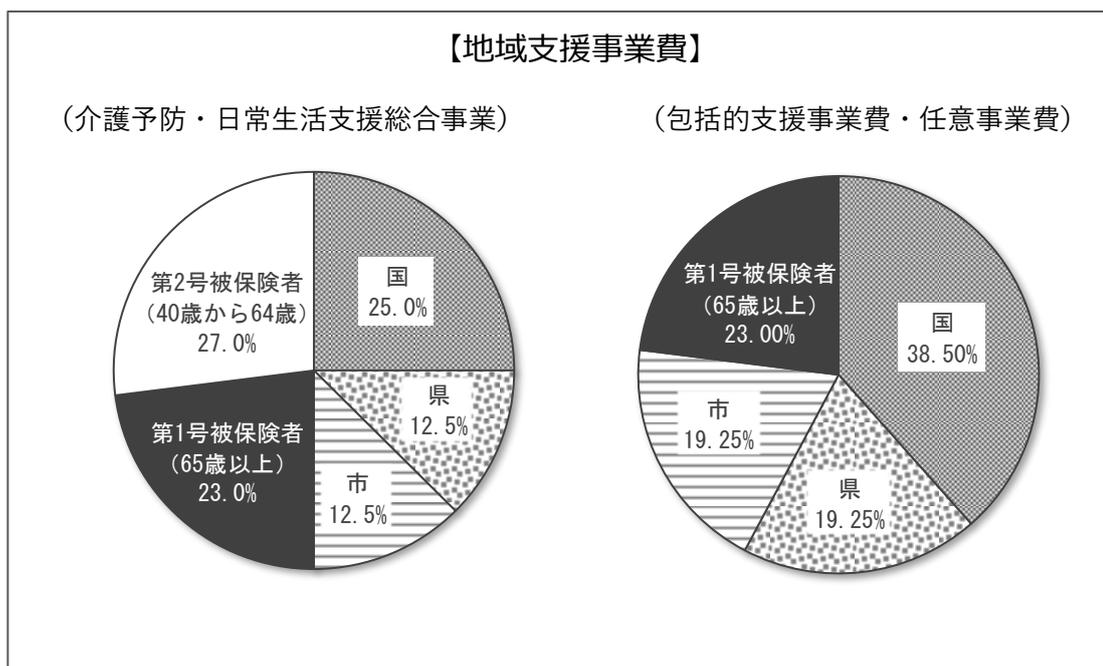
### ①標準給付費の負担割合

第1号被保険者の負担は、介護給付費の23%が標準的な負担となり、第2号被保険者は27%で、介護保険費用の半分を被保険者が負担する仕組みとなっています。国が負担する部分の居宅給付費の25%と施設等給付費の20%について、それぞれ5%に当たる額は、市町村間の財政力格差を調整するための調整交付金として交付されます。調整交付金の割合は標準的には5%ですが、各市町村の後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得水準に応じて5%を上下します。その結果、第1号被保険者の負担割合も変わることになります。



## ②地域支援事業費の負担割合

地域支援事業費については、実施する事業によって費用の負担割合が異なり、介護予防・日常生活支援総合事業の費用については、標準給付費の負担割合と同じですが、包括的支援事業、任意事業の費用については、第1号被保険者の保険料と公費によって財源が賅われています。



### (3) 介護保険料と保険料段階

介護保険料の設定にあたっては、被保険者の負担能力に応じたより細かい段階の設定が可能となっています。本市における第9期計画における保険料の段階設定については、以下のように所得段階別の保険料を設定します。

所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料月額	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金の受給者、本人の（公的年金等収入額＋合計所得金額）が80万円以下で世帯全員が住民税非課税	0.285 (0.455)	1,850 (2,953)	22,200 (35,400)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で（公的年金等収入額＋合計所得金額）が120万円以下	0.485 (0.685)	3,148 (4,446)	37,700 (52,900)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で（公的年金等収入額＋合計所得金額）が120万円超	0.685 (0.69)	4,446 (4,478)	53,300 (53,700)
第4段階	本人が住民税非課税で世帯員に住民税課税者があり（公的年金等収入額＋合計所得金額）が80万円以下	0.9	5,841	70,000
第5段階 (基準額)	本人が住民税非課税で世帯員に住民税課税者があり（公的年金等収入額＋合計所得金額）が80万円超	1.0	6,490	77,800
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満	1.2	7,788	93,400
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円未満	1.3	8,437	101,200
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円未満	1.5	9,735	116,800
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が420万円未満	1.7	11,033	132,300
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が520万円未満	1.9	12,331	147,900
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が620万円未満	2.1	13,629	163,500
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が720万円未満	2.3	14,927	179,100
第13段階	本人が住民税課税で合計所得金額が720万円以上	2.4	15,576	186,900

※第1段階から第3段階の区分については、公的な費用を投入し、保険料を軽減しています。（ ）には、軽減前の割合と保険料額を記載しています。

## 6. 介護給付の適正化に向けた取組の推進

### (1) 要介護認定の適正化

要介護認定に係る認定調査の内容について、市職員等が訪問又は書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

### (2) ケアプラン等の点検

#### ① ケアプランの点検

介護支援専門員が作成した居宅サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め又は訪問調査を行い、市職員等の第三者が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要なとする過不足のないサービス提供を確保するとともに、その状況に適合していないサービス提供等の改善を図ります。

#### ② 住宅改修の点検

改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行なって施行状況を点検することにより、受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修の排除を図ります。

#### ③ 福祉用具購入・貸与調査

福祉用具利用者等に対して、訪問調査等を行って、福祉用具の必要性や利用者状況等について点検することにより、不適切又は不要な福祉用具の購入・貸与の排除を図るとともに、受給者の身体の状況に応じて必要な福祉用具の利用を進めます。

### (3) 医療情報との突合・縦覧点検

受給者ごとに給付内容の縦覧点検及び医療情報との突合を実施するほか、国保連の適正化システムによる提供データの積極的な活用により、介護給付費の適正化を図ります。

### (4) 介護給付通知

介護サービス利用者に保険給付の状況を送付し、受給者や事業者に対して適切なサービス利用の意識啓発を図ります。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定調査状況のチェック	100%	100%	100%
ケアプラン等の点検	全事業所	全事業所	全事業所
医療情報との突合・縦覧点検	100%	100%	100%
介護給付通知書の発送数	全利用者	全利用者	全利用者

## 7. 三島地区のサービス確保

二次離島である三島地区には、サービス利用に係る渡航費の助成を実施していますが、介護サービス提供事業者の参入が難しく、三島地区と本島の格差が生じています。前計画期間の令和5年度において、従来までの社会福祉協議会に委託している「ゆうゆうお達者クラブ」に加え、まちづくり協議会との連携のもと毎月、定期的な市主催の「介護予防教室」を開催し、健康相談や血圧・血管年齢等の各測定、運動機能向上・認知症予防等の健康教育を実施しています。また、この場を活用し、災害避難時の情報収集や対象者の把握、高齢者の見守り支援等、地域で安心して暮らせる取組みをすすめています。今後、ニーズ把握に努め、壱岐本島の介護サービス提供事業者と三島地区の介護サービス確保に向けた情報交換会を開催し、本島と同様のサービスを受けられる介護サービス提供体制の整備について研究します。

## 第6章 計画の進行管理

---

### 1. 計画の推進と進行管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、年度ごとに計画の進捗状況及び成果を点検・評価し、本市における介護保険事業運営上の諸問題などの協議・解決策の検討を行い、本計画の実効性と介護保険事業の健全運営の維持を目指します。また、今後国が設定する評価指標項目については毎年度の実績を把握して評価を行います。

### 2. 庁内の連携

本計画に係る事業は、保健事業、介護保険サービス、介護予防、高齢者福祉サービスなどの保健福祉関連分野だけでなく、まちづくりや生涯学習など多岐にわたる施策が関連します。このため、関係各課が連携し、一体となって取組を進めることで、計画の円滑な推進を図ります。

### 3. 地域住民、関連団体、事業者等との連携

各種ボランティア団体と連携し、高齢者が地域で活動しやすい環境づくりに取り組みます。また、地域福祉の推進を図ることを目的として設立された社会福祉協議会や医師会、歯科医師会、薬剤師会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ等の保健・医療・福祉・介護等に関わる各種団体等との連携を一層強化します。

さらに、介護サービスや市が委託するその他の高齢者福祉サービスの提供者として、重要な役割を担っている民間事業者との連携を図るとともに、サービスの質の向上や効率的なサービス提供、利用者のニーズ把握、苦情対応、情報提供などについて、適切な対応が図られるよう体制の整備に努めます。

壱岐市 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

---

発行日：令和6年3月

発行：壱岐市

編集：保険課

〒811-5392 長崎県壱岐市芦辺町芦辺浦 562 番地

TEL：0920-45-1157 FAX：0920-45-0996

ホームページ：<https://www.city.iki.nagasaki.jp/>

---